

第 17 回

日 米 知 事 会 議

議 事 録

PROCEEDINGS OF 17TH
JAPAN-U.S. GOVERNORS' CONFERENCE
IN TOKYO 1981

(付)

来日アメリカ知事団名簿

アメリカ州知事団滞在日程

昭和 56 年 (1981 年) 10 月

全 国 知 事 会

写真あり

第 17 回日米知事会議（10 月 15 日 都道府県会館にて）

写真あり

安孫子藤吉自治大臣主催晩さん会（10月13日 八芳園にて）

写真あり

瓦 力 内閣官房副長官との会見（10月13日 総理官邸にて）

写真あり

福田 一衆議院議長との会見（10月15日 衆議院議長公邸にて）

写真あり

鈴木俊一 全国知事会会長主催晩さん会（10月15日 帝国ホテルにて）

写真あり

清水学園（きものスクール）訪問

（一〇月一五日 渋谷の同学園にて）

写真あり

県立神戸甲北高校訪問

（一〇月一六日 神戸市北区）

写真あり

滋賀県庁訪問（一〇月一九日 大津市）

目 次

1	第 17 回日米知事会議次第	1
2	出席者名簿	3
3	会議の概要	5
(1)	来賓あいさつ	5
ア	安孫子自治大臣あいさつ（北川自治政務次官が代読）	5
イ	愛知外務政務次官あいさつ	7
ウ	マンスフィールド在日米国大使あいさつ	8
(2)	日本知事代表歓迎あいさつ（鈴木全国知事会会長）	10
(3)	討 議	12
ア	僅少な財源による行政の効果的運営について	12
(ア)	米国知事代表報告（スネリング・バーモント州知事）	12
(イ)	日本知事代表報告（亀井福岡県知事）	27
(ウ)	両国知事意見発表・質疑応答（レイ・アイオワ州知事、 長野岡山県知事その他）	51
イ	地方公共団体における情報公開について	70
(ア)	日本知事代表報告（畑埼玉県知事）	70
(イ)	米国知事代表報告（バビット・アリゾナ州知事）	81
(ウ)	両国知事意見発表・質疑応答（恒松島根県知事その他）	90
(4)	共同声明	108
ア	提 案（シュウインデン・モンタナ州知事）	108
イ	意見発表（堂垣内北海道知事）	112
ウ	採 択	114

(5) 日本知事代表閉会あいさつ（長野岡山県知事）	115
(6) 米国知事代表閉会あいさつ（アリヨシ・ハワイ州知事）	116

〔付 録〕

1 アメリカ州知事団名簿	118
2 アメリカ州知事団滞在日程	120

1 第17回日米知事会議 会議次第

〔日時〕 昭和 56. 10. 15 (木)

午後 2 時～5 時 33 分

〔場所〕 東京・都道府県会館

別館 211 号室

1. 開 会 宣 言 (松島全国知事会事務総長)
2. 日米両国知事紹介 (松島事務総長およびスネリング・バーモント州知事)
3. 議 長 選 出
4. 来賓あ い さ つ
安孫子自治大臣 (北川自治政務次官代読)、愛知外務政務次官、
マンسفールド在日アメリカ合衆国大使
5. 日本知事代表歓迎あいさつ (鈴木全国知事会会長)
6. 討 議
 - (1) 僅少な財源による行政の効果的運営について
ア 報 告
 - (ア) 米国知事代表 (スネリング・バーモント州知事)
 - (イ) 日本知事代表 (亀井福岡県知事)イ 両国知事意見発表

〔休憩 (15 : 42～15 : 55)〕

- (2) 地方公共団体における情報公開について
ア 報 告
 - (ア) 日本知事代表 (畑埼玉県知事)

(イ) 米国知事代表 (バビット・アリゾナ州知事)

イ 両国知事意見発表

9. 共 同 声 明

(1) 提案理由の説明 (シュウインデン・モンタナ州知事)

(2) 意 見 発 表 (堂垣内北海道知事)

(3) 採 択

10. 両国知事代表閉会あいさつ

(1) 日本知事代表 (長野岡山県知事)

(2) 米国知事代表 (アリヨシ・ハワイ州知事)

11. 閉 会 宣 言

2 出席者名簿

(1) 日本側

北海道知事	堂垣内 尚 弘
青森県知事	北 村 正 哉
岩手県知事	中 村 直
宮城県知事	山 本 壮一郎
新潟県副知事	関 昭 一
東京都知事	鈴 木 俊 一
群馬県副知事	横 田 博 忠
埼玉県知事	畑 和
千葉県知事	沼 田 武
山梨県知事	望 月 幸 明
静岡県副知事	田 中 曉
長野県知事	吉 村 午 良
富山県副知事	巢 山 庄 二
三重県副知事	吉 原 一 真
福井県副知事	栗 田 幸 雄
大阪府副知事	花 岡 圭 三
奈良県副知事	滝 実
兵庫県副知事	小笠原 曉
岡山県知事	長 野 士 郎
島根県知事	恒 松 制 治
広島県知事	宮 澤 弘
徳島県知事	三 木 申 三
福岡県知事	亀 井 光
佐賀県副知事	宮 腰 正 美
熊本県知事	沢 田 一 精
沖縄県副知事	比 嘉 幹 郎
全国知事会 事務総長	松 島 五 郎

(2) 米 国 側

バーモント州知事	リチャード・A・スネリング
アイオワ州知事	ロバート・D・レイ
ハワイ州知事	ジョージ・R・アリヨシ
アリゾナ州知事	ブルース・E・バビット
モンタナ州知事	テッド・シュウインデン
アメリカ全国知事会 行 財 政 部 長	リチャード・R・ロジャーズ

(3) 来 賓

在日アメリカ合衆国大使	マイケル・J・マンズフィールド
外 務 政 務 次 官	愛 知 和 男
自 治 政 務 次 官	北 川 石 松 (安孫子自治大臣の代理)

(4) オブザーバー

在日アメリカ合衆国公使	ウイリアム・クラーク・Jr.
アメリカ大使館文化交流部長	ウイリアム・T・クロッカー
外務省北米第一課長	荻 田 吉 夫
自治総合センター国際交流部長	上 野 宣 治
全国市長会調査広報部長	丸 山 堯
その他、外務省、自治省、アメリカ大使館職員	
各都道府県東京事務所長	
全国知事会事務局次長、各部長、職員	
報道関係者（新聞、通信社、テレビ、ラジオ各社）	
その他多数	

〔会議通訳〕 村松増美、岩倉嘉代子、白水 泉（いずれもサイマル・インターナショナル）

〔一般通訳〕 中島真之（日本交通公社）、西村好美（会長用）（サイマル）

〔英文速記者〕 葛山みどり

〔写真撮影〕 久保靖夫（東京都広報部）

3 会 議 の 概 要

(1) 来賓あいさつ

ア 安孫子自治大臣あいさつ（北川自治政務次官代読）

本日ここに米国知事の皆様をお迎えし、日米知事会議が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この会議も回を重ねること 17 回になると伺います。昭和 37 年に第 1 回会議が開催されて以来、20 年もの長きにわたり、日米両国の知事が、国情の相違を超えて、地方行政の共通する諸問題について熱心なご討議を重ねられ、着々とその実績を築きあげてこられたことにつきまして、地方行政に携わる者として、深甚なる敬意を表する次第であります。

顧みますれば、この会議は、私個人にとりましても、非常に感慨深いものがあります。と申しますのは、私もかつて山形県知事であったころ、日本知事団の一員として 3 度ほど米国を訪問いたしました。その機会に、会議に出席し、米国各州を視察し、米国の地方行政の実態をつぶさに学んで参ったのであります。知事という職にあってその成果を十分に生かす機会をもてたことはいうまでもありませんが、今日、自治大臣として国政のレベルで地方自治の発展のために力を尽くすべき職にありまして、当時の経験は非常に有意義であったことを痛感しております。知事を退きましても、このようにまた別の立場でこの会議に関与できますことは、私にとりまして大きな喜びとするところでございます。

承りますと、本日の会議では、「僅少な財源による行政の効果的運営」と「情報公開」という、いずれも現在わが国の地方団体の当面する緊要な問題が討議されるとのことでありますが、これはまことに有意義かつ時宜を得たことであると存じます。

すでにお聞きおよびかと存じますが、わが国では、学界、経済界、労働界等の優れた有識者を委員とする臨時行政調査会が設置され、行政の簡素合理化、

効率化のための改善方策の検討に当たっているところであります。また国会においては、臨時行政調査会の第一次答申を受けて、その実現のための諸施策を盛り込んだ法律案を熱心に審議しているところであります。各地方団体におきましても、従来から行政の簡素合理化、効率化に努めているところでありますが、このような国における行政改革と一体となって、国、地方を通ずる行政の簡素合理化、効率化に向けた行政改革の気運が非常に高まってきている状況にあります。

また情報公開につきましては、わが国の中央政府の場合は、最近、今述べました臨時行政調査会においてその検討を開始いたしました。地方団体においては、ほとんどの都道府県が検討を進めております。国民の「知る権利」を実現するための重要な手段としての情報公開の制度化は、わが国においては漸く緒についたところというべき現状であります。一方、米国にあっては、連邦も州もすでにその制度化を実現されておられると聞いております。本日の会議では、わが国は非常に多くのことを学び得るのではないかと存じます。

もちろん、米国とわが国とでは幾多事情を異にするところもございます。しかし、住民の身近なところにあつて、その日常生活に深くかかわっておられる両国知事の皆様が、相互に胸襟を開いて意見を交換されることは、これらの諸問題に対するよりよい解決に達する途であり、ひいては、日米両国の友好親善関係の強化にも寄与するものであると信じます。

なにとぞ、この貴重な機会を十分に生かされ、共通の問題意識のもとに、有意義なご討議が行われますよう、心から期待しております。

終わりに臨み、日米知事会議と日米知事交流事業の今後の一層のご発展をお祈りいたしまして、私のごあいさつといたします。

昭和 56 年 10 月 15 日

自治大臣 安孫子 藤 吉
(代読)

イ 愛知外務政務次官あいさつ（英語で行った）

日米知事会議の開催にあたり、一言ごあいさつする機会をえたことを光栄に存じます。

この会議が 17 回目を迎え、日米関係の順調な発展と相まって、益々充実してきていることは喜ばしいことであります。今回の議題は「僅少な財源による行政の効果的運営」および「地方公共団体における情報公開」であると聞いております。前者は、現在、日米両国政府が各々その効果的な達成に向け知恵をしぼっているところであり、後者は、地方自治においても民主主義の根幹に係る問題であります。これらの重要で時宜をえた問題について、両国知事が英和とこれまでの経験を活かし、率直な意見を交換し合い、実りある討議がなされることを期待いたします。

二国間の友好親善関係は、両国の相互理解と信頼とに基づくものであります。この相互理解と信頼は、両国民のすべてのレベルにおける緊密な交流によって醸成されるものであります。今日の日米間の交流は、政府間の連絡のみならず、地域レベル、都市レベル、個人レベル等きわめて幅広く深いものとなっております。現在、日米間で姉妹都市が 20 組、県と州で姉妹提携を結んでいるものが 6 組にのぼることをみても、今日の日米関係は特別に緊密な友好信頼関係にあるといえましょう。

日米知事会議が過去 19 年にわたる活動によって、日米両国の相互理解と信頼の増進に大きく寄与してきたことは、高く評価されるべきであり、両国の友好親善関係の発展のため、今後とも幅広い活動を目指してゆかれんことを願うものであります。

今会議の成功をお祈りし、ごあいさつといたします。

外務政務次官 愛 知 和 男

ウ マイク・マンズフィールド在日米国大使あいさつ

第17回米日知事会議の開催にあたりごあいさつ申し上げることは、私にとって大きな名誉であり喜びであります。この会議は、これまでながねんにわたり、米国の州知事と日本の県知事にとってはかりしれない価値を持つ会合の場でありました。皆さまは、それぞれの管轄区域において直面する諸問題についての情報を共有し、これらの諸問題に対処するためのさまざまな可能な方法について話し合い、また、最も重要なことはお互いを直接知り合うために会議を開いてこられたのであります。

日本とアメリカ合衆国とは大きな地理的距離によって、また、言語、文化、歴史の相違によってへだてられております。同時にわれわれは、われわれ両国を分離している距離を容易にうずめる共通の諸目的によって結びつけられているのであります。すなわちわれわれは、民主主義政治体制、自由主義経済、そして世界の平和と安定を基本理念とする国家であります。ここに集まっているわれわれのすべては、アメリカ合衆国と日本との経済的結びつきの深さと、米日両国が互いに相手国の経済的繁栄のために果しつつある決定的な役割とについて承知しております。これは私がこれまでしばしば申してきたことですが、ここで重ねて繰り返して述べることをお許しください。すなわち全世界において、アメリカ合衆国と日本との関係よりも重要な二国間関係はないのであります。

皆さまは、米日知事会議を通じて互いに直接接触し合うことにより、両国間の関係にかかわる多くの諸問題について、はたまたこれらの諸問題の解決によってもたらされる共同の進歩発展の機会について、より直接的に理解することができるようになるでありましょう。皆さまの中でこれまで会議に参加したことのある方々は、この直接的接触というものが、相手国についての自分の知識と理解を増進する上でいかに有益であるかについて私と同意見であるに違いないと確信します。ジョージ・アリヨシ知事やロバート・レイ知事は、日本へたびたび来ておられますが、この国についての新しい情報を得、

日本の知事各位との旧交を暖めるために日本へ重ねて立ち戻られたことは、必ずやそれだけの価値のあることと存じます。私は、過去4年間の日本在任中に、47都道府県全部に旅しましたが、本日ここにお出での日本側知事の大多数にお目にかかってそのご歓待をかたじけなくしました。私は、それらの地方旅行を通じて、日本の各地方の実情について多大のことを学びました。なぜなら私は、それらに直接肌でふれることができたからであります。この会議に出席されたアメリカ側知事各位も、今回同じ経験をされることと存じます。アメリカ知事各位にとって、その経験が私の場合と同様有益なものであることを私は確信しております。

会議参加者が本日の討議の議題として選ばれた問題は、われわれ両国におけるすべてのレベルの行政にとってきわめて重大な問題であります。現在アメリカ合衆国においては、国民経済に活力をとりもどすことをめざすレーガン大統領の計画の一環として、連邦政府の予算が抑制されようとしております。一方、日本の政府は行政改革のプログラムを遂行しようとしており、これまた財政支出の抑制を必要としています。財源の縮小という条件のもとで地方政府を適切に運営していく問題は、米日両国の知事にとって重大関心事であることは間違いありません。

また、行政の運営ならびに行政機関が保有する情報への接近に対する国民の関心の増大ということは、いまやひとつの世界的現象となっております。もろもろの政府は、住民に影響を及ぼす事柄に関する情報への自由な接近を保障する方法を検討しつつあり、この問題についてお互いの経験をわかちあうことは、一般的に満足できるような手続きを制度化するのを促進することでありましょう。

本日皆さまの前でごあいさつ申しあげる機会を与えられましたこととお礼申し上げますとともに、この第17回米日知事会議が大きな成功をおさめられることを念願するものであります。

(2) 日本知事代表歓迎あいさつ

全国知事会会長 東京都知事
鈴 木 俊 一

第 17 回日米知事会議の開催にあたりまして、全国都道府県知事一同を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、マンズフィールド在日アメリカ大使、安孫子自治大臣代理北川政務次官、園田外務大臣代理愛知政務次官のご来席のもとに、米国州知事団团长バーモント州リチャード・A・スネリング知事はじめアメリカの知事各位と日本側知事のご参加を得て、ここに日米知事会議を開催することができましたことは、私の深く喜びとするところであります。

私は、この機会に、米国州知事各位が政務きわめてご多端の折にもかかわらず、はるばるわが国を訪問され、ご出席くださいましたことに対し、深甚な謝意を表する次第であります。

日米知事会議は、日米知事相互訪問計画に基づき、1962 年より開催してまいり、今回で回を重ねること 17 回に及んでおります。その間、日米の地方行政に共通する重要課題を取り上げて真剣な討議がなされ、日米両国の地方行政の改善と、それぞれの国民の福祉の増進に大きく寄与してまいったのであります。

しかしながら、最近における経済社会情勢の変貌に伴い、地方行政においても緊急にその対応を迫られている新たな重大問題が次々に発生している現状であります。

このような時期に、両国の知事が一堂に会して、共通する行政上の問題について討議を行いますことは、まことに意義深いことと思えます。

今回は、米国側より「僅少な財源による行政の効果的運営について」、また日本側からは「地方公共団体における情報公開について」という議題が提

案され、それぞれ討議されることになっております。

わが国におきましては、本年春、臨時行政調査会が設置され、目下行政の簡素合理化のための改善策の検討が開始されております。そうした折でもあり、米国側提案議題は日本側にとってもまことに時宜を得たものと存じ、本会議においてその十分なお討議がなされることを大きく期待いたしている次第であります。

また、わが国では、情報化社会の進展とあいまって、公的機関の情報公開に対する要請が近年とみに高まって参りました。現在、過半の都道府県が、その実施のための検討を進めている状況であります。私も、情報公開制度は、民主主義の確立のため必須の条件であると存じております。本日ご出席のアメリカ側の知事さん方の州では、みな既にそれを実施しておられるとのこと、つきましては、その実施にあたっての諸問題等をご教示いただければ幸に存じます。

なお、この会議は、本日一日をもって終了し、明日からは、わが国の地方行政と産業等について、実地にご視察をいただくことになっておりますが、本日の会議はもとより、ご訪問の各府県において、皆さまから行政施策に関する適切なお意見がいただけますならば、まことに幸甚であると存じます。

最後に、この日米知事相互訪問事業に対し、両国民はその成果に大きな期待を寄せております。私は、今回の会議と、引き続いての地方視察が、日米両国民の相互理解と友好を一層深め、両国行政の向上に貢献するものと信じて疑いません。本日の会議が、ご列席の各位のご協力により、所期の成果をあげ得られますよう切に希望いたしまして、私の開会のあいさつといたします。ありがとうございました。

(3) 討 議

ア 僅少な財源による行政の効果的運営について

(ア) 米国知事代表報告

バーモント州知事 リチャード・A・スネリング

鈴木知事、北川自治政務次官、愛知外務政務次官、マンスフィールド大使、日本の知事各位、そして私の同僚の知事諸君。われわれは皆、皆様とともに、この第17回日米知事会議に参加し得たことを喜んでおります。私は皆さまのお許しを得て、ときどきアメリカの政治家が要求する特権、つまり一つでなく二つの演説を提供する特権を要求したいと存じます。第一の演説は書面で準備したものでお手許の資料の中に入れており、それは詳細で具体的な事実や数字をたくさん含んだペーパーであります。ただしそれは無味乾燥で退屈なものです。そこで私は皆さまに、ずっと短くて、例示する事実もずっと少ない演説をいたす特権を求めたいと存じます。しかしそれは精神を込めたスピーチ、私の心情を吐露したスピーチであります。

私思いますのに、政治・行政における最も重要な変化は、考え方の変化であります。義務とか能力についての見方の変化であって、単に機構あるいは物事を行う方法の変化ではありません。機構や組織は年を経るにつれて移り変わって行きますが、こういった変化は、政治・行政が機能する仕方、それが国民に影響を及ぼす仕方に対して永続的な変化をもたらすことはまれであります。

そういった、はるかに重要な性質の変化のひとつが、いまアメリカで、また日本で、イギリスで、そしてその他世界中のさまざまな場所で起こりつつあります。というのは、現在起こりつつある変化は、政治・行政の役割、人々が自分たちの隣人に対して持っている義務を果たすための支出の役割についての考え方の変化であるからであります。

きわめて長い期間にわたって、われわれを支配してきた考え方は、もしわれわれがニーズを定義づけ、そしてそれを定量化し、仕事に対して一定の金額をドルや円で見積もるならば、あとはただ、必要な財源を確保しさえすればよい、そうすれば早かれ遅かれわれわれは任務を果たしたことになるのだ、ということでありました。

いまわれわれは、人間の労働の果実のどれだけの割合を彼らから取り上げることになれば世界の人びとの生産意欲や投資意欲を阻害することなくそれを行政の目的に充当することができるか、について再考しつつあるところであります。

もし一国の成功の度合を、生活水準の高さによって、また生活水準が社会全体に公平に均てんしている程度によってはかるとすれば、世界で最も成功している国ぐにとというのは、労働、節約、貯蓄、投資等を高く評価してきた国ぐにであるということがいえると思います。

しかし、こういう国ぐには、その成功の度合に比例して、年々ますます多額のカネを対外的、対内的諸目的のために使う（一国の労働者が国民のためによりよいことを行う力を増大するのを促進するのではなく阻害するほどに彼らに重い負担を課することが一体可能であるかどうかについて深く思いをいたすことなく）傾向を見せつつある国ぐにであることも確かであります。それで、アメリカにおいてもその他の諸国においても、公的支出は異常な程度にまで増大しているのであります。

近年わが国においては、公的支出の総額は国民所得の42パーセントに達しております。すなわちそれは連邦政府、州政府、地方自治体による課税額の合計であります。ところが課税の追加が困難になると、われわれは次第に借金に多くを依存するようになって参りました。そして借金の額が巨額になると、民間の借り入れ能力（家を建てるため、工場を建設するため、つまり将来の雇用の創出に

役立つものに投資するため借金する能力)に悪い影響を与えるに至りました。つまりわが国では、われわれが未来に立ち向かい責任に真正面から取り組もうとするなら奨励しなければならない筋合いのものを、逆に妨害するようになっていたと思うのであります。もちろんこの問題は1年や2年の短い期間に起こった問題ではありません。この問題は、過去50年近くにわたって出費の増大を続けたことの結果であります。

私がこのことについて力説いたします所以は、わが国において、あるいは貴国においてもそうだと思いますが、この課題に取り組むにあたっては(大局的・長期的)展望ということが大切であります。といいますのは、このチャレンジ(課題)は、われわれが長い期間にわたって一定の態度、一定の観点を堅持することによってはじめて十分に取り組むことができる性質のものであるからであります。われわれは、50年の期間にわたって存続してきた基本的な事柄を、わずか1年や2年や3年だけ続く事業によって、変更することはできないでしょう。また、いかなる国であれ国内事業の根本的変革は同時に国際的影響を持つことが明らかであるという意味からしても、この展望は重要であると思います。

たとえば、多くのアメリカ人が日本との貿易赤字について憂慮していることは事実であります。われわれは、米日両国の間で生起してきた変化や友好のすべてを非常に高く評価するものです。したがってわれわれは、この貿易赤字というものを、主としてわれわれ自身の責任として考えており、日本側の、日本政府の、あるいは日本の国民の態度の変化によって解決すべき問題として考えていません。

しかしたとえば、一部の日本の方がたは、アメリカにおける金利を引き下げるよう要請しております。それは、金利が高いと、日本商品の競争力が、アメリカ市場で異常に高まる結果になると考えているか

らであります。しかし、もし現在われわれが行っている抑制策が本当に長期にわたって維持されねばならぬものであり、長期間にわたって規制を必要とするものであるならば、金利を引き下げ、また引き下げ続け得る唯一の方法は、長期にわたってわれわれが国内の支出を抑制し、金利がわが国の過度の借金状態を表すのをゆるすことであります。それで、われわれがいま経験しつつある財政上の抑制は、長い目でみれば世界中の友人たちにとって最大の利益になると信じております。

ついでながらわれわれは、日本がきわめて大きい国際的役割を果たしつつある事実を高く評価しております。もしわれわれすべてが渴望している将来の世界を創り出そうとするならば、十分に責任を引き受け得る、強力な国内経済を有する多くの国ぐにの協力が必要であります。

もしわれわれが社会的義務というものを最も広い観点からみるならば、財政抑制の時代の中で行政を運営していく仕事はきわめて偉大な事業であります。われわれは、こういう状況进行处理にあたって、国内であれ、国外であれ、抑制ということが無視・放置あるいは自己本位・利己主義におちいることのないよう決意しております。それでわれわれは、自分たちの義務を果たし続けねばならず、しかも普通の勤労者に対する負担を軽減しつつそれを行う方法を見出さねばなりません。そしてそれは、われわれの目標は長期計画つまり持続する価値があり、永年にわたって一般国民の支持をふやし続けるような長期計画一を指向しているのだと信ずるもう一つの理由であります。

われわれは、簡単な劇的な過程によって目標を達成することは決してできません。民主主義国においては、どんな経済計画でも、それが社会的正義と両立するのでなければ実を結ぶほどに永く持ちこたえることはできません。

そこでわれわれのアプローチは、四つの主要なテーマを持っており

ます。そしてそのいずれもが、成就するためには多大の時間を要するのであります。

第一に、われわれは、各レベルの政府の責任範囲を選別せねばなりません。わが国においては、過去約 50 年間、州政府の方がよりよく処理できるかもしれない多くの事務事業を連邦政府が引き受けてきました。また、地方自治体の方がよりよく行えるかもしれない多くの仕事を州政府がやってきました。われわれはニーズによって、また義務によって、心を引き付けられてきました。それは余り悪いことではありません。しかしわれわれは、物事を処理する方法をさらに改善する必要があるために、責任についての一切のこれまでの考え方を洗い直してみなければなりません。

現在アメリカ合衆国には、連邦政府の資金が州政府や地方自治体に交付される事業が約 600 あります。そしてこれらの事業は、州政府の憲法上の義務であるのがもっともであるような多くの部門で、また、市長、都市行政委員、小さい町の支配人等がその責任を引き受けて自分の地域に住む住民のキメこまかな面倒をみることにした方が事業がよりよく遂行されるようないろいろの部門で、国民のために貢献しております。そこでわれわれは、徐々に、また体系的に、どうすれば行政目的をもっともよく遂行することができるかを解明せねばなりません。この作業を正しく行おうとすれば、いくらか時間がかかると思いますが。

第二に、われわれは補助金・交付金の目的について検討しなければなりません。金が、あるレベルの政府において徴収されたのち、何らかの社会的利益を実現するため別のレベルの政府に送られるというシステムは正当な存在理由を持っております。それが、能力を均等化させ得る方法であり、すべての大規模な国家において、機会の均等を実現するために必要な手段となっております。

しかしわれわれは、そういった補助金・交付金を計画するにあたって、広大な国においては各地域間に大きな相違点が存在することを受け入れるに十分な弾力性がみとめられるように配慮せねばなりません。各州はそれぞれ異なっています。各州は責任意識を異にし、地勢を異にし、生計の手段を異にしています。各州は、それぞれ自州の地方自治体に仕事を割り当てる仕方を異にしております。したがって補助金・交付金は、各地域がその受けとる財源をもっとも価値のある目的に、またもっとも必要度の高い住民にあてることができるようにするため、また、どの金も、単にそれが国の定めた形式にかなっているという理由でおろかな使い方をすることのないようにするため、調べ直さなければなりません。

補助金、交付金を再検討する作業の一環として、われわれは、この国庫支出を実施する任務にあたる官僚機構全体を子細に調べてみなければなりません。金は事物を変化させ正義を実現するよう意図されています。金が行政のために必要とされる場合に、それが本来意図された目的を達成しないで終る場合がしばしばあります。われわれは、連邦政府のレベルについても州のレベルについてもいわゆるサンセット方式なるものを行っております。これは、日本においてもいま支持を増しつつある政策であると思います。ある法令が過去において一定の目的を持っていたものの、現在は必ずしも以前と同じ価値を保っていない場合には、その法令を廃止するという自動的な仕掛けがなければなりません。そうでなければ、法令は増える一方となり、遅かれ早かれ、われわれは法令のために溺れ死にしてしまうに違いありません。

第三に、われわれは、社会正義の目標を達成する上で、公共部門の役割と民間部門の役割について再検討する必要があります。目標はどこで最もよく達成され得るのでしょうか？ある事業は政府の事業とすることが必要あるいは妥当でしょうか？われわれがわきまえておかね

ばならないことは、われわれの目標は住民の力、能力、自立をはぐくむことにあるということでもあります。われわれは、住民が政府の事業に依存するようになることを決して望みません。もし住民が技能・技術を持っていなければ、われわれの任務は技能・技術を提供することです。もし彼らが健康の点で弱味を持っているなら、われわれの職務は彼らに健康を与えるよう努めることです。そして、これらの仕事の多くは、家族あるいは隣人の手で行う方がよりよくできるのであります。われわれは、こういった目標のうちのいくつかは、政府の非個人的な施策をもってしてはとても達成し得ないものであることを学びつつあるのであります。

たとえばわが国では、アルコール中毒は根本的な社会問題の一つであります。これは政府の施策によって本当に対処することはできないことをいま悟りつつあります。おそらくわれわれは、あなた方がずっと前から知っていたことをいま学びつつあるのかもしれませんが、つまり家族に代わり得るものはないのであります。個人が個人の世話をすることにまさるものはないのであります。それでこういった問題は他の何にもまして、人びとの考え方を変える力を持っております。

第四に、われわれは管理の仕組みについて学びつつあります。いまアメリカの州の多くは、「クロス・コントロール・カウンシル」と呼ばれる審議会を有しています。これは10～20年前の小型フーバー委員会のいわば現代版であります。フーバー委員会は政府の組織機構を取り扱っていたのに対し、「クロス・コントロール・カウンシル」は政府の管理運営を取り扱っております。永い間マネジメントという言葉はアメリカの官僚の間では余り評判のよくない言葉でありましたが、いま威信をとりもどしつつあり、われわれは実業界に手をのばして、政府の任務をより効果的に遂行するにはどうすればよいかについて彼らのチエをかりようとしております。それと同時に、われわれはいま、

カーター大統領の時代に制定された公務員制度に関する法律を学び直しております。連邦政府のレベルでは、公務員制度に大きな変革が行われました。そこで今度は、州政府のレベルにおいても同じことが行われなければならないと思っております。住民に対して、予算の許す範囲でそれ相応のチャンとしたサービスを提供するためには、公務員の給与をもっと引きあげ、もっと十分な訓練を施さねばなりません。

われわれはこれらの分野のそれぞれにおいて行動を開始しました。しかし開始したばかりであります。しかしすでに、われわれは正しい方向に進んでいるという徴候があります。アメリカではインフレーションは低下しつつあります。私はこれはアメリカ国民にとってグッド・ニュースであるばかりでなく、全世界におけるアメリカの友人たちにとってもグッド・ニュースだと思えます。また金利が下がり始めております。今後着実に下がってゆくかどうかはわかりませんが、それでも傾向としてはよい方向に進んでおります。それでわれわれの負債と赤字とは、いずれもあと10年かそこらは巨額であり続けるでしょうが、それでもすでに、GNP（国民総生産）に対する比率は縮小しつつあります。私はアメリカの経済はこれからよくなると思えます。

おそらく私がこれまで述べてきた事柄に劣らず重要なことは、アメリカ人たちはいま対外関係における自分たちの役割について新しい見方をするようになってきていることです。われわれの任務は自由で平和な人類社会のビジョンを誇らかに持つことです。われわれはこの方向を逸脱することはありません。しかしわれわれは、わが国の憲法の中の重要な句“すべての人は平等に創られている”という表現の国際的な意義を理解するようになってきました。そこでこの語句は、国内のすべての人間のみならず全世界のすべての人間が平等に創られていることを意味すると考えねばなりません。われわれの義務は、正義と人道の支配する社会を実現するために奮闘することです。しかしそれは、

われわれアメリカ国民だけに課された義務ではありません。それは対等の国々の中の1国の義務であります。

われわれの責任を果たすための第一歩は、われわれ自身の問題を、賢明さと将来への展望をもちつつ処理していくことです。われわれは、短期的にではなくきわめて長期的にみて、国際的義務を果たすのを可能ならしめるような強大な経済力を確保しなければなりません。またわれわれは、自己の役割を喜んで果たそうとする成熟した文明諸国との友好のきずなをも固めねばなりません。そしてそれこそが、第17回日米知事会議に出席したアメリカ知事団の気持であります。

なお若干申し述べたいことがあります。われわれは他から学ばねばならないことが沢山あることを自覚しております。われわれは、日本側の知事各位と会合して大小の諸問題について議論をかわすことを楽しみにしております。このことによってわれわれは、われわれの共有する目標を成就するためのより堅い基盤に向かって進むことが可能となるであります。またわれわれは、皆さまとお目にかかる機会を持つことによって、またとりわけ両国知事にとって関心のある諸問題について子細に検討しながら幾日かを過ごすことによって、冒険心と友情がかきたてられはぐくまれることを期待しております。

本日この会議に出席して皆さまとご一緒する機会を与えられたことを感謝いたします。ご清聴ありがとうございました。

[提出ペーパー]

僅少な財源による行政の効果的運営について

バーモント州知事 リチャード・A・スネリング

訪日の準備をするにあたって、全国知事会のスタッフは小冊子を作成したが、その中にワシントンポスト紙の記事があり、公務員の規模を制限する努力がなされている状況がでていた。それによると日本では、1967年以來中央政府が雇用し得るホワイトカラーの職員の数が制限されてきた。その制限は50万6,571人である。

もしこの情報が正しいとすれば、それは、日本が世界のリーダーであることを証明したのは自動車、カメラ、テレビなどのはなばなしい領域のみでなく、政府の膨張を抑制する仕事においてもそうであったことを示すものである。しかしながらこれは、アメリカにおいてもいまやたいへんファッショナブルな産業となり、われわれは、日本の国際的優越性にチャレンジしようとする新しい大統領を有していることを警告しておかねばならない。

政府の規模を縮小しようとする真剣なところみは、ワシントン（連邦政府）にとっては新しいものだが、州政府にとってはかなり以前から実際に行われてきたことである。皆さんは、1978年6月に新聞のトップをかざった税金暴動（タックス・レボルト）についてお聞きになったかもしれない。そのとき、カリフォルニア州の有権者は発議13条（プロポジション13）を採択した。プロポジション13とは、選挙民が承認した住民発案（イニシャティブ）で、地方財産税の大幅な軽減を要求し、将来の膨張に制約を設け、州政府が失業対策のため増税することを禁ずるものであった。

プロポジション13が広く知れわたった結果、1979年および1980年に何十もの州で同様の動きが起った。

1979年の州の発案（イニシャティブ）の多くは成功したけれども、1980年には少数の例外を除けば、支出に対する制限についての票決は失敗に帰し

た。(知事たちの激しい抵抗による所が大きい。)

このことは、アメリカでタックス・レボルトが終ったことを意味しない。有権者に対しこのような制限を承認する権利を与える憲法上の条項を持たない州においてさえも、州税と支出額は劇的な鈍化を示した。このような制限に反対した知事たちは、それがまずく起案され、不必要に厳格で、問題を解決するよりむしろ新しい問題をつくり出す可能性を持っているという理由で反対したのである。

昨年11月、9つの州(バビット知事のアリゾナ州を含む)でかような条項を打破するにあたって、有権者たちは、州税と地方税の水準が緩和されたこと、また自分たちの意見を聞いてもらえるようになったことを認めた。

証拠をもってこの見解の正しさを示すことができる。州および地方自治体の収入は、1970年におけるGNPの11.2パーセントから1977年

(プロポジション13の前年)には12.0パーセントに高まった。1978年にはわれわれの収入は11.6パーセントに減り(そのときカリフォルニア州がその巨額の剰余金を地方自治体に配分しはじめた)、そして1979年に、収入は1970年のレベルにつまり11.2パーセントに再び下った。そしてここ3年間その水準にとどまっている。同期間に、世論調査は、州税および地方税の水準についての住民の不満を示すとともに、納税者の憤りはいまや連邦政府のレベルに集中していることを示している。

われわれ自身の収入の縮小に加え、州政府と地方自治体は、連邦政府の援助の同時的減少に直面した。わが国の連邦政府の補助金は1970年におけるGNPの2.5%から1977年において3.5パーセントへと伸び、そして1981年に3.2パーセントに減った。連邦予算に対するその他の圧迫および連邦政府の現在の予算計画を見るとき、今後数年間においていっそうの縮小が不可避であるように思われる。

アメリカのすべての知事は、近年こういったプレッシャーと苦闘してきた。そして全国知事会の年2回の会議の議事日程は、われわれの関心事を反映し

ている。私が1977年にはじめて知事になったとき、われわれの会議やわれわれのスタッフの仕事は、主として、膨張を続ける連邦政府の事業の中で州にとって意味ある役割をいかにして確保するか、ということに集中していた。4年の後、われわれは、各級政府の間で責任と財源をえり分ける問題について連邦政府と協議することを試みている。

もっと端的に言えば、過去2回の会議（2月および8月）の各々において、われわれは数時間を費して、知事だけの会議（事務局員や報道関係者を含め出して）を持ち、本日のわれわれの議題である「財源の縮小した時期においていかに州行政を運営するか」について討議した。われわれは、これらの知事対知事の討論において完全な率直さを望んだが故に、これらの会議を非公開とする特別の措置をとった。

はじまりの時刻は早く、午前8時あるいはもっと前だったが、これらの会議は、ほとんどすべての知事の出席を得て、非常な成功をおさめた。私は、本日ここでの同様な討議を刺激したいと考えて、これらの会議から発生した考え方について簡単に述べてみたい。

第一の重要な措置は、節減を運営する手続きや機構を樹立することである。どの面において削減を課すべきかを定めるのを助けるため、すべてとまではいかなくともほとんどの知事は、各局・庁から独立した、きわめて有能な予算・政策のスタッフを有している。こういったスタッフがいなければ、知事たちはしばしば独断的な決定をせざるを得なくなる。（たとえば、こういった決定が短期的にあるいは長期的にもたらすであろうさまざまな影響を知ることなしに、雇用、備品購入、資本的建設事業等の一律的凍結を行うなど。）

同様にまた重要なことは、システムティックな吟味、検討の過程を確立することである。すべての州は、何らかの形の年1回あるいは2年に1回の予算編成過程を有している。しかし各州は、支出のパターンをシステムティックな吟味にさらす程度を異にしている。ご存じかと思うが、わが国では、州政府はいわゆる「サンセット」法制定を他に先がけて行った。これは、とくに立法

府による特別の決定がない限り、設立後一定の年数を経た後政府機関や事業を自動的に廃止することを定めたものである。もう一つのアプローチは、州機関に対して、もしたとえば政府支出金を5あるいは10パーセント削減せねばならないとすれば、縮小または廃止されることとなる事業を確認することを義務づけることである。

人事においては、報奨（インセンティブ）はきわめて重要である。もしも機関の長たちが、当該年度内において予算上の節約を実現しても、その結果として翌年度立法府が彼らの予算をカットするということになれば、彼らは節約を行おうという意欲を失う。同様に、機関の長たちあるいはその他の職員に対し、金を節約する提案やすぐれた実績を示した場合に特別賞与を与えることは、節約を促進し生産性を高める結果につながる。また、長期的にみてそれと同様に重要なことは（またこれはとくに私にとって関心の深い問題だが）、程度の高い研修制度をほどこすことによって州政府職員の生産性を向上する試みである。このような試みは、州レベルにおいて増えてきており、私の全国知事会会長としての優先順位の高い事項である。

知事たちは、予算節約を実現するためのシステムや手続きを確立することの他に、より少い財源をもって運営するための、より実質的なアプローチを見出した。たとえば経済活動に対する規制をとりやめることによって州政府の監督が不必要となるならば、州の役人群を減らすとともに、市場におけるより大なる競争をも促進することができる。アメリカ合衆国においては、州政府は専門的職業、交通運輸、公益事業、銀行その他の金融機関、そして（しばしば州内の地方自治体を通じて）建築法規を規制している。これらの領域のいくつかにおいて、きわめて異なる条件の下で、規制は数十年前に形をとった。簡素合理化または完全な規制廃止が理にかなっている。この領域において看過することのできないのは、財政の窮迫した地方自治体に対し、不必要に複雑かつ高価な州からの委任を免除することである。

同様に、州および地方自治体の行政責任者は、ますます、公共サービスの

一部を民間部門に委譲することを考えるようになっている。たとえばアメリカの多くの都市は、公衆衛生事業を民間企業に委譲している。そしてそれによって労働コストは下がり、効率性向上への刺激が高められた。おそらく今後数年間に、教育、低所得者や高齢者に対する医療、住宅供給等の事業をどの程度「民間化」すべきかについての全国的議論がアメリカで行われることだろう。「民間化」された体制の下では、政府は受取人に対して証明書（バウチャー）あるいは直接支払いを提供することとなり、私立学校、私立病院、家主等は自らのビジネスのために互いに競争することとなる。

これと同様の方向で、以前には政府が処理していたさまざまなニーズを満たす上で「ボランティアリズム」（篤志家の行為）の役割がますます強調されることとなる。レーガン大統領は最近の重要演説の中で、経済界、民間の諸団体および個人が「他のアメリカ人たちを助ける」ことの必要性を力説した。知事たちは、これまで自分たちの州で、このような努力を現に行ってきたし、また今後この必要性への顧慮をますます高めていくことと思う。

レーガン政府が行ったもう一つのイニシャティブー受益者負担の増大—はすでに州や地方自治体のレベルではつとに強調されてきたところである。とりわけ多くの地方自治体は、かつてはタダで提供していた図書館、レクリエーション施設、住宅地区の駐車場等について利用者に使用料を課することによって、課税の制約、支出の制約に対処してきた。あらゆる形態の交通輸送手段、とくに鉄道（乗客用）その他の大量交通手段はいっそう料金収入への依存度が高まり、政府の助成への依存が減るだろうことは、まず間違いない。

州および地方自治体に対する経済的圧力は、多くの州政府に対して職員の給与の上昇を民間部門の給与の上昇より低く抑える（少なくともここ数年間）ことを余儀なくさせた。州職員の給付、とりわけ退職のそれ、は多くの州において民間部門の給付を上回っている。これらの州のいくつか、たとえばニューヨーク州やメリーランド州は、年金制度の改革によってかなりの支出節減を実現し得た。

もうひとつの検討に価する部門は人口の変動である。アメリカの学校在籍者

数は近年減少してきているが、多くの州では、教育関係の支出について、それに対応する減額を行っていない。緊縮財政の時代にあっては、かような人口の変化に内在する節約の可能性は、十分に探求してしかるべきである。

同様の線に沿っているのは、私にとって大きな関心の対象である科学技術上の進展である。私は新しいコンピューター、ワード・プロセッシング（文書作成の自動化）、遠距離通信の技術（とくに行政など高度のサービス指向型部門におけるそれら）等の活用によるカネの節約の可能性を確信するものである。各州においてかようなテクノロジーの活用を推進することは、私の全国知事会会長としての目標のひとつである。

これらもろもろの手段のすべては、多かれ少なかれ、州がみずからの力で実施することができる。しかしながら、政治・行政は各州とワシントン（連邦政府）との共同事業であり、非能率、ムダ、責任の所在の欠除等に関する国民の懸念は、ひとつのレベルの政府のみによって対処することはできない。

われわれは全国知事会を通じて、連邦政府に対し、われわれ州および地方団体のレベルの行政責任者が限られた財源を最も必要とする方面に配分することができるよう、補助事業の整理統合と簡素合理化を要求し続けている。

それと同様に重要なことは、われわれ知事たちは、財政的にも政治的にも、事実上あらゆる範囲の行政サービスに、すべてのレベルの政府を関与させるだけのゆとりはもはやないのだ、と信じている。私が前に申し述べたように、われわれは各州とワシントン（連邦政府）との間の責任と財源のえりわけを要求している。とくにわれわれは、所得保障事業（そのコストは経済と密接に結びついている。）について連邦政府の役割を拡大するのと交換に、教育、法の実施、交通運輸等の部門において州の役割を拡大することを申し出ている。

われわれは、このようなえりわけを通じて、各レベルの政府は、自らが責任を持つ諸問題をよりよく処理することができるものと確信している。究極的に、われわれは連邦政府のホワイトカラー職員の数を 50 万 6,570 人に制限することさえできるかも知れない。

(イ) 日本知事代表報告

福岡県知事 亀井 光

只今、議長からご指名をいただきました、福岡県知事の亀井光であります。アメリカ側の提出されました「僅少な財源による行政の効果的運営について」という議題に関し、日本側を代表いたしまして、私からご報告申し上げます。

わが国は、1955年頃から、1970年にかけて、いわゆる経済の高度成長を遂げ、短期間に北米及び西欧なみの経済力を持った近代国家に生まれかわりました。しかし、その経済成長も、1970年を過ぎる頃から、ようやくその陰りが見えはじめ、成長率も鈍化して参りました。そうした矢先に、1973年のいわゆる石油危機に見舞われたわけであります。その影響で、1974年にはわが国は、戦後始めてマイナス成長ということを経験いたしましたのであります。それ以来、わが国の経済ははっきりと変貌いたしました。資料の1の国民所得の成長率の欄を見ていただければ、そうした様子がよくわかっていただけることと存じます。

わが国の国民1人当たりの所得についても、1960年においては貴国の国民1人当たりの所得の5分の1程度の所得しかなかったのでありますが、1975年には、わが国の国民1人当たりの所得は、3,788ドルと15年間の間に約9倍の増加をみまし

た。それでもなお貴国の約 60% 程度の水準に到達したのに過ぎなかったのであります。

そうした若干過度とも思われる経済成長を遂げて参りました関係で、成長に伴う歪みも、わが国の場合は、かなり強度に現われて参りました。人口の都市集中に伴い都市部においては、公害、水不足、地価の高騰、住宅不足、都市近郊のスプロール化、学校生徒の急増等、また農村地域におきましては過疎化、自然破壊、農業における兼業化、後継者不足等々、それらに更に、人口構成全体の高齢化が加わって、行政が解決しなければならない新しい課題が一気に山積して参ったのであります。

ところで、そうした新しい行政課題の出現に当たっても、経済の高度成長に伴う財政収入の増加がありましたお蔭で、わが国の場合は、かなりの程度、それに対応し得て参ったのであります。

しかしながら、他面、社会資本の拡充、福祉水準の向上、新しい行政課題等に対応するため、わが国の行政事務量は、一方的に増加していき、1970年代のはじめには、わが国の行政規模は、大きく肥大化を遂げてしまっておりました。実はそうした状況のもとで、先程申し上げました石油危機に直面し、マイナス成長を経験するという事態になり、行政運営の根幹をなす税収に大きな影響を与え、わが国の財政収入の状況は、1975年以降とみに悪化して参りました。

税収の伸びが減少いたしましても、既に肥大化した行政規模を、

ただちに縮小することは困難でありました。更にその上、景気回復のための公共投資の増加も加わって、国も地方公共団体も、国債及び地方債を発行することによって、その財源不足を補う方途を講ずるほかなく、お手もとの資料にもございますように、国債及び地方債は、1975年度から従前の2倍近くの量が発行されるようになったのであります。その結果資料を見ていただければわかりますが、わが国の財政事情は急激に悪化して参りました。

わが国といたしましても、そうした状況を打開するため各種の努力を試みて参りました。国においては、今年3月、財界、学者、労働組合等における優れた識見を有する9名の方々によって構成する「臨時行政調査会」を設置し、行政の簡素合理化のための改善方策の検討を開始いたしました。

この「臨時行政調査会」と申しますのは、1947年に貴国に設置されました「フーバー委員会」と同質の委員会であります。

行政の簡素合理化の問題は、国だけの課題ではありません。われわれ都道府県におきましても、かなり以前から、行財政の体質改善の必要性を痛感いたし、国と地方を通ずる行政の合理化対策について、国に対しくり返し要望書を提出し、また、都道府県独自の立場でも、行政の簡素合理化のための措置を種々講じて参ったのであります。国に対して行ってきた要望につきましては、全国知事会の要望書の当該部分を翻訳し、お手もとに配付いたしておきましたので、説明は省略させていただきます。そこでここで

は、福岡県において講じて参りましたささやかな合理化対策について簡単にご紹介申し上げたいと存じます。

(1) 組織、機構の合理化

肥大化した行政組織及び機構を合理化して簡素なものとしたし、それによる人件費の削減、経常経費の節約等による県独自の財源を確保することに努力して参りました。

行政機構は、今日まで時代の進展、県民のニーズに従って整備し、その結果肥大化して参りましたが「僅少な財源による行政の効果的運営」をはかるために、部・課の整理統合を中心とした簡素化を実行して参りました。このことは、一回限りのものではなく、今後とも毎年見直しを行っていく考えでございます。

(2) 職員定数の適正化

行政は最少限度の職員によって効率的運営をはかるのが理想であり、行政機構の肥大化に伴って自然に増加した職員の定数を、行政機構の簡素化により削減するとともに、高齢職員の退職を促し、これにより職員の新陳代謝と事務能率の向上をはかり、人件費の削減を実現いたしました。更に、昇給制度を合理化して職員の責任と職務の内容に即した制度に改善することにより人件費の削減をはかりました。

ここで、福岡県で行った職員定数の適正化とその効果について簡単にご説明いたしたいと存じます。

1975年第一次の石油危機の直後、県税の減収が予想され、県の財政が危機に直面するであろうことを考え、主として財政対策の面から、職員の協力を得ながら高齢職員の退職を強力に推進いたしました。その結果、1975年から1981年の今年までに一万人の高齢職員が任意退職をし、総歳出予算の中に占める人件費の比率も急速に低下いたし、これにより推算いたしますと、1981年度の予算の中で800億円の人件費の節約が実現できたのであります。

この実績は、職員定数の3%削減、昇給制度の改善等により生れた効果も含まれております。

(3) 行政事務の簡素化、合理化

行政事務は、時代の進展とともに複雑化し、県民に多大の負担を課する結果となっております。従って県民に負担を義務づける許可、認可、届出等の行政事務を出来る限り簡素合理化して、県民の負担軽減をはかるとともに、これによって、職員定数の削減をはかる必要がございます。

事務の合理化のためにコンピューターの導入、テレファックスの使用等事務の機械化を推進して、行政事務の能率化、迅速化を実現し、県民へのサービス向上とともに、冗費の節約をはかることに努力を続けてまいりたいと思います。又、行政事務の中には国の委任事務が多く含まれており、国自体がこれに対して合理化を実施しない限り、簡素合理化のできない部分があ

るので、国に対し毎年強くその合理化を要請し続けているところでございます。更に行政事務の簡素化については、職場における職員の提案制度を実行し、提案の中の優秀なものについては、これを行政運営に採用するとともにその職員に対し表彰制度を適用し、職員の士気の高揚をはかっているところであります。

わが国の地方行政のあり方は、第二次大戦後の約10年間に確立いたしました。ところで、当時の行政にとっての緊要な課題は、食糧の増産と国民の健康でありました。そのため都道府県の組織も、そうした行政事務を処理する分野が主体となって構成されることになりました。

ところで、経済の高度成長とともに、主食である米は余り、平均寿命は、世界のトップクラスになる等、社会、経済の情勢は大きく変貌し、他方、新しい行政課題の登場によって行政事務が増大、そうした中で、行政の中心的課題も、次第に変化して参ったのであります。そうした場合には、当然、組織等のスクラップ・アンド・ビルドということが必要になって参ります。そのスクラップ・アンド・ビルドとして都道府県においても、農業技術の指導のための事務所や保健所を整理統合したところがかかりあります。

ところで、このスクラップ・アンド・ビルドの必要性は、多くの識者から指摘されるところでありますが、実際にそれを

行うには、多くの困難が伴います。一つには、既存の行政が行われなくなることに対しまして、住民が不安を感じ、反対する場合があります。いま一つは、当該行政事務に従事していた技術職員等の処遇の問題であります。わが国の終身雇用制度が、そうした場合には、幾分障害になるようであります。

更に、わが国においては、地方自治と申しましても、都道府県の行う事務の中には、国の定めた制度に基いて行われている行政が多く、そうした事務の合理化は、一層困難になります。国の行政は、貴国も同様と存じますが、各行政ジャンルごとに省、庁が組織されておりまして、そうした省、庁ごとの、テリトリー意識が強く、各省庁とも自己の事務事業の縮減に、強い抵抗を示します。そのために、そうした各省庁の下部機構となって、都道府県が行っている事務事業については、国が合理化を実施しない限り、合理化が行い得ない実情にあります。

これまで、われわれ都道府県知事は、スクラップ・アンド・ビルドの方向で、国に対して、事務事業の合理化について、毎年要望を続けて参ったのでありますが、これまでのところ、必ずしも、期待どおりの成果は得られておりません。そうしたことから、私どもは、今回の臨時行政調査会による行政改革に、大きな期待を寄せているところであります。

戦後のわが国の課題は、まず経済的生産力を増強することでありました。そうした目標を達成するために、わが国は、一時、中

中央集権を強化する傾向を示し、学者などに、それを、“新中央集権主義”と評された時代もありました。しかし、現在の日本は、成長よりも、分配の適正を考えるべき時代になっております。当然、行政の使命も、成長に対する貢献から分配の適正化への貢献に変わって参っております。分配ということになれば、住民からの距離が遠い国の政府よりも、住民により近い位置にある地方公共団体の方が、より適切な措置が講じられることは、いうまでもありますまい。すなわち、国は、事務事業を大幅に地方に移譲して、行政事務の運営を地方の自主性にまかせることが、現在の日本においては、最も適切な措置であると思っております。そうすれば、住民のサービスも、きめこまかく行き届くようになるでございましょうし、そしてそれが、より少ない財源で行政を効果的に運営するための、最良、最適の施策だと思っております。そうした観点から、われわれは、現在を“地方の時代”と呼んでおります。

全く同様の論理に基づきまして、現在、都道府県で行っております行政事務の中には、むしろ、市町村にその事務を執行させた方がより妥当だと思われるものがかなりございます。それらの事務について、最近、それを市町村に移譲することがかなり活発に行われております。1980年度までに、市町村への大幅な事務移譲を行った都道府県は、31県あり、残りの県においても、現在検討中というところがほとんどであります。

以上、簡単でありますが、私の報告とさせていただきます。
「僅少な財源による行政の効果的運営について」という貴国からの提出議題は、現在のわが国にとって、まことに時宜を得た議題でございました。

行政事務の合理化という点でも、やはり貴国は、わが国の数歩前を歩いておられます。本日は、私も、必ずやアメリカの知事さん方から、多くのことをお教えいただけることを期待して出席して参ったのであります。只今のアメリカ知事団団長のバーモント州のスネリング知事さんの主報告からも、大変参考になる貴重なご意見が沢山伺えました。このあとも、他の知事さん方から、色々とお教えいただけることを楽しみにしております。

ありがとうございました。

資料 1

亀井福岡県知事の基調報告

年 度	国 民 所 得				国・地方歳
	名 目①	成 長 率	実 質②	成 長 率	
昭					
1965 (40)	266,066		702,306		62,989
1966 (41)	311,066	16. ⁹	782,042	11. ⁴	74,494
1967 (42)	367,782	18. ²	868,520	11. ¹	87,104
1968 (43)	431,260	17. ³	981,622	13. ⁰	101,047
1969 (44)	508,591	17. ⁹	1,100,297	12. ¹	119,350
1970 (45)	608,754	19. ⁷	1,191,260	8. ³	144,371
1971 (46)	658,456	8. ²	1,254,551	5. ³	171,869
1972 (47)	776,021	17. ⁹	1,376,784	9. ⁷	215,563
1973 (48)	955,260	23. ¹	1,449,698	5. ³	276,524
1974 (49)	1,120,816	17. ³	1,446,633	△0. ²	341,824
1975 (50)	1,231,843	9. ⁹	1,498,074	3. ⁶	366,496
1976 (51)	1,384,468	12. ⁴	1,574,825	5. ¹	421,306
1977 (52)	1,526,902	10. ³	1,657,740	5. ³	491,895
1978 (53)	1,667,378	9. ²	1,743,608	5. ²	572,003
1979 (54)	1,779,978	6. ⁸	1,839,928	5. ⁵	644,915

注 (1) 名目①は要素費用表示によるものである。

(2) 実質②は 1975 (50) 年度を基準にして物価補正したものである。

(単位：億円・%)

入純計③	国・地方税		国・地方債		その他	
		構成比		構成比		構成比
100. ⁰	48,291	76. ⁷	5,111	8. ¹	9,587	15. ²
100. ⁰	54,316	72. ⁹	10,728	14. ⁴	9,450	12. ⁷
100. ⁰	65,463	75. ²	10,496	12. ⁰	11,145	12. ⁸
100. ⁰	79,039	78. ²	8,312	8. ²	13,696	13. ⁶
100. ⁰	95,456	80. ⁰	5,502	4. ⁶	18,392	15. ⁴
100. ⁰	115,261	79. ⁸	9,901	6. ⁹	19,209	13. ³
100. ⁰	126,796	73. ⁸	23,109	13. ⁴	21,964	12. ⁸
100. ⁰	154,051	71. ⁵	35,859	16. ⁶	25,653	11. ⁹
100. ⁰	205,391	74. ³	34,037	12. ³	37,096	13. ⁴
100. ⁰	239,919	70. ²	40,854	12. ⁰	61,051	17. ⁸
100. ⁰	226,616	61. ⁸	84,804	23. ²	55,076	15. ⁰
100. ⁰	263,704	62. ⁶	108,747	25. ⁸	48,855	11. ⁶
100. ⁰	294,468	59. ⁹	138,502	28. ¹	58,925	12. ⁰
100. ⁰	354,655	62. ⁰	156,522	27. ⁴	60,826	10. ⁶
100. ⁰	389,917	60. ⁵	185,703	28. ⁸	69,295	10. ⁷

資料 2

亀井福岡県知事の基調報告

昭和 57 年度

国の施策ならびに予算に関する要望

(抜すい)

昭和 56 年 7 月 20 日

全 国 知 事 会

1 行政改革の推進に関する要望

行政改革は、現下の国民的課題として国においても鋭意検討をすすめているところであるが、その推進にあたっては、単に国の財政再建の立場でのみ論じられるべきではなく、国と地方を通ずる行政の簡素合理化をはかることが必要である。

そのためには、まず、高度成長期を通じて肥大を続けてきた行政について見直しを行い、民間活動にゆだねるべき分野と、真に行政として実施すべき分野についての国と地方との分担のあり方が検討されなければならない。

この場合、住民に身近かな行政は、できるだけ住民に身近かなところで民主的かつ能率的に処理されることが必要であるので、行政事務、権限を大幅に地方に移譲するとともに、当該行政を執行するに必要かつ十分な地方財源を確保できるよう財源の再配分を行うべきである。

記

1 行政事務の再配分と地方の自主性の強化

長年の懸案である国と地方との機能分担の明確化をはかり、事務と財源の再配分をすみやかに断行すること。

特に、機関委任事務については、その考え方を改め、地方公共団体の行政になじむものは、全てこれを地方公共団体の事務とし、所要の財源措置を講ずるものとする。

2 国の地方に対する規制、関与等の整理

(1) 許認可事務の整理

許認可事務は、社会経済情勢の推移によって、たえず新たな事務が増加している反面、整理すべきものが整理されず、そのため、行政機構と事務の膨張を招いている。

この際、許認可事務について抜本の見直しを行い、地方公共団体の事務処理に対する国の許認可は必要最小限にとどめるよう整理合理化すること。

なお、市町村に対する都道府県の関与についても同様の考え方で処理するとともに、民間に対する許認可事項については、民間における自主的活動を助長する見地からも、思い切った整理縮小をはかること。

(2) 組織・機構の簡素合理化

現在、法令等により地方公共団体に設置が義務づけられている行政機関、附属機関および特別の資格または職名を有しなければならない職が少なからずあるが、これらについては、その義務づけの見直しを行い、地方公共団体の自主的判断と

責任において、合理的、能率的な事務処理ができるようにすること。

(3) 職員定数基準の適正化

法令等によって国が定めている地方公共団体の職員配置基準の見直しを行い、地方公共団体における定員、人事管理が当該団体の実情に即して、自主的に運営し得るよう改善すること。

(4) 事務事業執行手続の改善

公共事業その他の国庫補助負担事業について、国が地方公共団体の事務処理の細部に至るまで介入しているため、地域の実情に即さない事業運営が行われており、また、事業計画の策定、変更を通じてその手続に多くの労力と経費とを費している状況にかんがみ、できる限り地方公共団体の自主的な判断と責任において実施するものとするよう改革すること。

3 国の出先機関の整理統合

国の出先機関による二重行政、二重監督が、地方公共団体の自主的な行財政運営と事務処理の簡素合理化を阻害する要因となっていることにかんがみ、この際、国の出先機関の積極的な整理統合を行うこと。特に、府県単位の国の出先機関は、原則として廃止すること。

なお、これらの整理統合に際しては、国・地方を通ずる行政の簡素合理化を促進し得るよう、事務の廃止、地方公共団体への移譲等、思い切った事務再配分を実施すること。

4 地方事務官制度の廃止

地方事務官制度については、本会は、すでにその弊害を具体的に指摘し、すみやかに廃止すべきことを再三にわたって提言してきたところである。政府においては、国会の附帯決議や都道府県の意見を十分に尊重して一日も早くこの問題の解決をはかること。

5 国と地方との協力関係の確立

都道府県および市町村の全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に関係する法令の制定改廃について、国会または関係行政庁に意見を提出することができるようにするとともに、国の大規模プロジェクト等についても計画段階から地方公共団体の意向が適切に反映するような方途を講ずる等、国と地方との協力関係の確立に努めること。

2 地方財政対策の推進に関する要望

地方財政については、昭和 50 年度以来毎年度生じた財源不足を補てんするため、地方債の増発と地方交付税の借入という臨時応急的な措置が講じられてきたが、これら借入金の償還金が年々増大し大きな財政負担となっており、厳しい財政運営を余儀なくされる事態に立ち至っている。

従って、このたびの行政改革の推進に当っては、地方税財政制度全般について根本的に再検討を行い地方の実情に即するよう恒久的かつ抜本的対策を講じ財政の健全化をはかる必要がある。

なお、国における行政改革の推進、歳出の見直し等が地方公共団体への負担の転嫁となることのないようにするとともに、職員数の増加、地方負担の増となる事務事業の新設等は、抑制するよう留意すべきである。

記

1 自主財源の充実強化

(1) 地方税の充実強化

ア 税体系の見直し

国・地方を通ずる税体系の見直しを行い、地方歳入に占

める税収の割合を引き上げ地方の自主税源を強化すること。

また、法人事業税について、外形標準課税方式を導入すること。

イ 地方道路目的税源の強化

国・地方間の道路特定財源の配分の不均衡を是正し、遅れている地方道の整備を促進するため、地方に対する道路目的税源の配分割合を高めること。

ウ 租税特別措置等の整理合理化

国税における租税特別措置については、たえずその見直しを行うとともに、地方税への影響をしゃ断すること。

また、地方税における非課税・特別措置についても極力整理縮小をはかること。

(2) 地方交付税の増強

現行の地方交付税率では、もはや地方交付税の所要額を確保することができず交付税特別会計の借入、財源対策債の発行等の応急的措置を講じなければならない不安定な状態が長年続いているので、この際、地方交付税率の引き上げをはかり、所要額を安定的に確保することができるようにすること。

2 地方債制度の改善等

(1) 政府資金比率および融資条件の改善

地方債を充当すべき適債事業については、最近の地方債依存度が高水準に達していることを考慮し、地方債原資に占める政府資金比率を高めるとともに、金利および償還期限等の融資条件について改善をはかること。

(2) 公営企業金融公庫の強化等

良質な地方債資金を確保するため、公営企業金融公庫を一層強化し、普通会計事業債への融資拡大をはかること。

(3) 財源対策債の発行の抑制

明年度においては、地方財源の不足を補てんするための対策として、財源対策債を発行することを避け、地方税、地方交付税等の一般財源の確保によって対処すること。

3 国庫補助負担金等の改善

(1) 整理合理化

国庫補助金については、国・地方を通ずる行政の簡素合理化の推進、地方公共団体の自主的財政運営の確保、財政資金の効率的活用等の見地から次の諸点に留意して思い切った整理合理化をはかること。

ア 補助の対象となっている事務事業を再検討し、廃止すべき事務については、法令等により、その旨を明らかにした

上で補助金を廃止することとし、事務事業の廃止を伴わない単なる補助率の引き下げ、補助対象範囲の縮小等地方へ負担を転嫁するような措置をとらないこと。

イ 事務事業の再配分に伴い地方公共団体の負担となるものについては、相当する財源を地方一般財源として増額すること。

また、地方公共団体の事務事業として同化しているものにかかる補助金および零細補助金等については、すみやかに整理し地方一般財源として移譲すること。

ウ 類似ないし同一目的の補助金については、地方公共団体の特性に応じ自主的かつ効率的に運用ができるように極力統合・メニュー化すること。

なお、すでに統合・メニュー化したとされている補助金であっても、単に予算科目を形式的に統合・メニュー化したにすぎないものが数多くみられるので、申請、交付等の手続、その他補助金の運用について統合・メニュー化の実をあげ得るような改善を進めること。

エ 国が市町村あるいは民間に対し補助金を交付する場合、運用のみによって都道府県が補助することを条件とした補助事業が増加しているが、これは都道府県の自主的かつ計

画的財政運営を阻害する要因となっているので、このような予算措置のみによる補助条件をすみやかに改めること。

オ 交付税不交付団体の国庫負担金に係る財源調整は、行わないこと。

(2) 地方超過負担の解消

ア 地方超過負担の発生は、国が定めた補助負担基準が実態とかい離していることが大きな原因となっているので、国と地方公共団体とが共同で実態調査を行い、その原因を究明し、客観的な補助負担基準を定める方途を講ずること。

イ 地方超過負担の解消にあたっては、単に補助単価の改善にとどまらず補助数量の是正、補助対象範囲の拡大等についても改善措置を講ずること。

ウ 補助負担基準については、社会情勢の変化、物価変動等に対応し得るよう常に適切な改定を行うこと。さらに「物価スライド制」や「翌年度精算方式」を積極的に導入すること。

エ 現在、適切な標準設計、標準仕様を設定していない施設については、早急にこれを設定し単価積算の基礎や補助対象範囲を明確にし、実情に即した補助基準を設定すること。

4 直轄事業負担金の廃止

直轄事業は、全国的視野のもとに地方公共団体の区域にかかわらず国家的政策として行われる性格のものであり、それぞれの地方公共団体に対し個別的に財政負担を課することは極めて不合理である。また、事業計画の一方的変更、負担金に占める事務費比率が著しく高いこと等運用面においても多くの問題点が見受けられるので、この際行政改革の一環として直轄事業負担金制度を廃止すべきである。

特に維持管理費にかかる負担金は、本来管理主体が負担すべきものであり直ちに廃止すること。

5 公共事業にかかる国庫補助・負担率の地域特例の存続

公共事業にかかる国庫補助・負担率の地域特例は、それぞれの地域が置かれている条件および特定の政策目的のために特別の財政措置を講ずることによって、国土の均衡ある発展をはかろうとするものであるので、単に国の財政再建のために、その補助・負担率の引き下げを行うことのないようにすること。

(ウ)「僅少な財源による行政の効果的運営について」

両国知事意見発表、質疑応答

[アイオワ州知事ロバート・D・レイ]

議長殿、スネリング知事殿、会議にご出席の日本の知事各位、ならびにアメリカ合衆国の同僚知事各位。まずもって私は、この定期的会議にふたたび出席して皆さまにお目にかかる機会を与えられたことを非常に喜びと感じていることを申し述べたく存じます。私はこれまでこの交換訪問事業とそれに伴って多くの日本の知事各位とお会いする機会を享受して参りました。そして今回の会議は、昔の友人たちにお会いするとともに新しい友人たちをつくるもうひとつの機会を私に与えるものです。そしておそらくそれは、日本を訪問する期間においてわれわれが成就し得る最大のものであろうと存じます。マンسفールド大使がさきほどここで言われたように、それは本当に重要な行事であります。私はそれを確認したいと思います。われわれがお互いに会合し、お互いに学び合い、お互いの間の相互理解を築くことは大切なことでもあります。といたしますのも、日本の知事というものは大きな影響力を持っておられることを存じているからであります。日本の知事はそれぞれの府県において影響力が大きいことはもとよりであります。それより重要なことは、彼らは国全体に対して影響力を行使しているということでもあります。われわれアメリカの知事もそれと同じような力を持っていると信じたいのでありますが、米国の国会の絶大な力に比べれば著しく弱体であります。

しかし、スネリング知事がさきほど雄弁に指摘されたとおり、われわれはいま、行政を運営してゆく軌道を再検討しつつあります。われわれは、

それが適正な長さであるかどうか、適正な外形を有しているかどうか、現在の行政運営のルールはおよそ行政を運営してゆく上で可能な最良のルールであるかどうか、等について検討しつつあります。

行政—そしてこれは企業あるいは個人的問題の場合も同様ですが—を運営管理してゆく上で最大の困難のひとつは、ほとんど全く支配力、コントロールする力をもたない事柄をあつかわねばならないことです。われわれは短期的あるいは長期的計画をたてることができます。しかし、どんなに立派にできた計画でも、もし計画の基盤をなす砂地が風で移動し、流失してしまうならば、その計画は簡単に崩壊してしまいます。

スネリング知事は、アメリカでこれまで起ったこと、いま起りつつあること、将来起ることが期待されることについて、その全体的な概観をきわめてたくみに説明されましたので、私からそのことについてさらに申し述べることはありません。ただ私は、われわれが過去1年半乃至2年の間どのような状況の中におかれてきたかについて若干の具体的事実をご紹介します。

われわれは1970年代に政府の支出増大の一時期を経験しました。そのときは国民は、問題が何であれ、ニーズが何であれ、答えはつねに政府支出の増額にありと信ずるよう習慣づけられたほどでした。われわれ過去何年間か行政の責任者であった者は、そういう発想は錯誤であることを承知していました。スネリング知事がさきほど言われたように、住民のかかえる諸問題は、個人性を没却した政府によって、あるいは単にドルや円をばらまくことによって解決されるものではありません。

さまざまな問題は、他人を助けることのできる人々に援助、刺激、動機を与えることによって解決することができるのです。そこでわれわれはい

ま、これまでわれわれが行政の役割として引き受け、受け入れてきたもろもろのサービスの多くを住民が行い得るように彼らを活気づけるため、従来と異なった措置をとりはじめようとしております。

1980年代は決算の時代であります。アメリカの経済が1980年のはじめに全国的に悪化したとき、われわれは歳入についての自分たちの予測がもはや適正なものでないこと、また、状況の変化がきわめて急激であるので安定した行政を維持していくためにはわれわれも同様に敏速にそれに対応しなければならないこと、を悟ったのであります。

それで1年前に私の州では一他の多くの州でも同様だと思いましたが一州の予算を削減せねばなりませんでした。しかも1回でなく3回それを行ったのです。私はわが州の首長として選択せねばなりませんでした。すなわち増税を提案するか支出を縮減するかということです。インフレが亢進し、金利が高く、失業者が増大していた時には、増税によって問題を解決することができないことを確認するのに時間はかかりませんでした。それでわれわれは、均衡のとれた予算を維持するために支出の削減にとりかかりました。具体的にいいますと、職員の新規採用を凍結し、職員の数を減らし、また公立の小中高校に対する州の財政援助の方式を変えてそれが消費者物価指数よりむしろ学校の増加分をより正確に反映するようにいたしました。われわれは正式に契約を結ぶに至っていない建設事業を全部ストップいたしました。われわれは設備・備品や自動車の購入を停止あるいは削減しました。また維持費（後日、より高くなるであろう）を停止しました。われわれは、州職員の出張旅行を減らし、また、州の援助のもとに行われている事業についての予算要求を減らしました。

次にわれわれは、すべての州政府機関について一律の予算カットを実施いたしました。この時期はわれわれにとってつらい時期でありました。しかし当面の問題に対処するためには、こういったさまざまな措置が必要でありました。

こういう措置は一時的なものであることを希望いたします。しかし同時に私は、将来においては、地方の諸問題を解決することを目的とする諸事業を支えるため、連邦政府あるいはその他の方面からより多くの金を獲得しようとしてかけずり回らなくてよくなることを望むものであります。われわれは、さきほど述べたそれらのカットを実施して以来、連邦政府もついに、赤字財政（超過支出）はわが国の経済にとって、さらにいえばわが国と世界全体との関係にとって、好ましい徴候ではないということに気がつきました。

それで、新たな政権発足とともに、今後とるべき方針は緊縮の方針、つまり連邦政府が相当程度金融市場から脱して均衡予算に向かって進むために連邦政府の支出を減らすという方針でありました。

削減の方針はアメリカ大統領によって企てられ、最後には議会によって超党派的に支持されたため、われわれは地方のレベルでそれらの削減の大部分の影響を受けました。つまりわれわれはすでに、われわれの予算の中から、事業を維持するために必要な財源の多くをカットしていたのですが、われわれはさらに新たな一連のカット—今度は連邦政府からのカット—に直面したわけです。もしわれわれが、これまでみとめられてきた以上の自由裁量権をもって自分の保有する金を運用できるよう融通性を与えられるならば、それらのカットを受け入れることもできると考えました。

それを行うためには、われわれはそういった融通性（これとていまでも
ところ本当には実現しそうもありませんが）を与えられるだけでは十分で
はない、われわれは地方住民、そして地方自治体職員、つまり責任ある行
政を行うにあたって必然的にわれわれが関係することとなる人々の支持を
得なければならない、とっております。そして調整作業の一部は、地方
職員―市長、郡の幹部職員、地方議員、市民団体、個人―と共同作業
を行うことであります。そこでわれわれはひとつ大変興味深いことを発
見しました。それは、人々は、われわれが州政府のレベルで求めてきたの
とまさるとも劣らない熱心さをもってこの調整作業を求めているという事
実であります。彼らもまた、われわれが優先事項をきちんと選り分けて、
責任の所在を明確にすることを望んでいます。彼らはまた、われわれが、連
邦政府から支出される補助金をよく調べるとともに、入手し得る金を使用
するより良い方途を見出すことを望んでおります。彼らはまた、自分たち
の政府に参加することを望むとともに、連邦政府からの資金がとだえた結
果、民間部門がそのギャップを相当程度うずめることができると信じてお
ります。彼らはわれわれが、行政をより立派に、より効率的に、そしてよ
り効果的に運営することを望んでいるのです。スネリング知事が四つの点
について強調したとおりであります。

われわれは亀井知事がさきほどふれられたテクニックを使って参りまし
た。われわれ両国が互いにこれほど遠く離れていて、しかもより効率的な
行政を実現するために同様の運営、プログラム、活動を行い得るという結
論に到達することは興味深いことでもあります。われわれは、何千マイルも
離れた両国行政の管理運営の仕方について、別々に同じ結論に達したわけ

であります。あなた方は日本におけるアイデアの提案制度について述べられました。私たちは行政にたずさわる人々に対し仕事を行うよい方法を考察し、あるいは自分の専門外の領域においても行政運営上参考になるようなアイデアを提案するのを奨励するため、「生産性向上のための貴重なアイデア」と称するシステムを創始いたしました。

あなた方は、弾力性、融通性を増大させる必要性について述べられ、また、責任を地方自治体に移譲する問題について述べられました。これらの問題は、われわれのところでも優先的事項として検討されています。

税収入や補助金の削減に対処し、何らかの調整を行うという仕事のほかに、われわれが知事として行うことのできる積極面の仕事はいくつかあると思います。そのひとつは、われわれの各州における産業の発展を促進することです。ということは、たとえば税体系に変更を加え、新しい産業を抑制するよりは奨励するようにもっていくというようなことでもあります。

われわれは、自分たちの州の生産物のために新しい市場の開拓あるいは既存の市場の拡大をはかるにあたっては、連邦政府のみを頼りにするのではなく、自州の利益を守る立場から、全世界の諸地域に視線を向けてしかるべきであると考えます。

私の州はアメリカのまん中あたりに位置していますが、面積や人口においても各州中ちょうどまん中あたりになっています。私の州はアメリカの代表的な農業州であります。わが州は大豆、とうもろこし、豚肉の生産ではアメリカの他のどの州よりも多いのであります。また牛肉の生産でもトップクラスにあります。このようにわが州は農業州であります。しかるに製造業による現金収入額は農業からのその3倍であります。またわが州

は面積において 25 番目ではありますが、輸出額となるとつねに上位ベストテンに入ります。それでわれわれは新しい市場を求めております。それはわれわれ州自身でなし得ることでもあります。われわれは自分たちの州の経済を改善し発展させるために、自分たちの州を魅力あるものにする方途を見出そうと努めております。

われわれが以前に受けとっていた資金が減額されたことについて連邦政府を批判するのみでは十分ではありません。われわれとしても、インフレーションや高金利や失業などとたたかうため責任の一端を負わねばなりません。

スネリング知事は、自分たちの国は今後も強くあり続け、時が経つにつれてさらに強くなって行くであろう、なぜなら、われわれは過去数年間にわたってわれわれに困難をもたらした諸問題にとりくんでおり、われわれはそれらの問題を克服するであろうから、と述べられましたが、私も同感であります。しかしわれわれは、問題を克服するにあたって、われわれは世界の複合体の一部をなしていること、われわれは自分たちだけで孤島に住んでいるのではないこと、アメリカのどの州も孤島に存在しているのではないこと、を自覚しながらやっております。そして、つけ加えて言わせていただくなら、それが、アメリカ各州を代表するわれわれが、日本の各府県の首長であられる皆さま方と直接論議し合う機会を持った理由のひとつであると思っております。われわれ両国は、たとえ遠く隔たってはいても、きわめて多くの共通の諸問題をかかえていることはたいへん興味深いことと感じた次第であります。ご清聴ありがとうございました。

[提出ペーパー]

僅少な財源による行政の効果的運営について

アイオワ州知事 ロバート・D・レイ

私は、われわれがアイオワ州における行政コストを抑制するためにどのような措置をとったかについての具体的な実例を除いては、スネリング知事のきわめて包括的な主報告に私のつけ加えることはほとんどない。しかしながら、われわれが討議している問題には、無視すべきでないと思われる別の側面（そして日本の知事各位にとって特別の興味があるかもしれない別の側面）がある。

レーガン大統領の経済計画に示された連邦政府の予算削減の必要性と少なくとも同じ位重要なことは、経済成長を刺激することの重要性である。今日大多数の知事は、短期的な、当面の予算にかかわる諸問題に対処するために苦闘を続けているが、その一方で、彼らは同時に、長期的観点から自分の州の経済的発展に関心を持っている。真の経済成長は、アメリカにおいて今日すべてのレベルの政府が経験しつつある財政的重圧の大きな部分をとりぞくだけの収入を優に生み出すであろう。

多年にわたって、州の経済発展の努力は、主として国内経済に占める自州のシェアを拡大することに向けられていた。しかしながら、1970年代に、各州はますます海外に目を向けるようになった。1976年には、19の州が海外に出張所を設けており、それを通じて各州は外国の投資を誘致し通商の機会（とくに中小企業のための）を拡大することを試みていた。この面の成長は今日まで続き、本年発表された全国知事会の調査結果は次のことを明らかにした。

1. 全国的にみて、1980年における対外経済活動促進を目的とした州

の年間予算額は、米国商務省の同じ目的のための予算額（2,600万ドル）とほぼ同額であった。

2. 1980年における上記の目的のための州の支出額は、1976年の予算割当額に対し4倍の増を記録したが、これに対し、商務省の同様目的のための支出増は、同じ期間に約25パーセントであった。
3. 1980年現在、33州が66か所に海外事務所を設けていた。
4. 当初は、州政府の貿易活動は西ヨーロッパに重点が置かれていたが、州の活動は今や世界のほとんどすべての重要地域に進出し、極東および南アメリカは著しい関心を集めつつある。

われわれの調査では、22の州が日本に出先機関を置いている。その形態としては、個々の州が事務所を設けているものもあれば、いくつもの州を包含した広域を代表する組織が出張所を置いている場合もある。各州が現在直面している予算上の困難にかかわらず、貿易を促進し投資を誘致する努力は今後とも続くことと思われる。

私の理解するところでは、たとえば、一律予算削減を余儀なくしているペンシルバニア州のソーンバーグ知事は、国内の経済発展計画を若干縮小せねばならないにもかかわらず、ヨーロッパにおける出先機関は維持しようとしている。

大多数の知事は、世界経済がかくも相互依存的となってしまった現在、いかなる経済発展計画にあっても貿易を無視乃至軽視することはできないことを確信していると思う。われわれはまた、アメリカのような広大で多様性に富む国にあっては、民間企業が貿易の機会を十分に利用するのを助ける仕事は、中央政府だけで行い得るものではないことを認識するようになっている。ワシントンにおける官僚たちは、彼らがどれほど立派な心構

えをもっているとしても、デモインあるいはシーダーラピッズにおける特殊なニーズについて、私のところの州庁職員ほどに精通することはできない。

加うるに、知事たちや州の通商行政担当者たちは、連邦政府は貿易を促進するよりもむしろそれを規制することにより大きな関心を持っている事実にはしばしば気がついている。その結果、われわれは、1978年に全国知事会の中に「国際通商および対外関係に関する委員会」を設置した。

この委員会の最初の仕事のひとつは、ホワイトハウス当局との共同主催により、一連の貿易セミナーをいくつかの地方ブロックで開催することであった。そしてこれには、各州の経済界、労働界のトップクラスのリーダーたちが招かれた。3回のセミナーのうち、1回は、アイオワ州のシーダーラピッズで開催された。

これらのセミナーを通じて、貿易を規制する役割を持つ13以上の連邦政府機関の最高幹部たちは、民間が連邦政府の繁雑な手続きや遅延（とくに輸出認可の分野での）に対処する上で遭遇している諸問題にさらされた。各セミナーでは、いずれも州知事が司会をつとめ、連邦政府の閣僚が少なくとも4人出席した。

その結果として、われわれは、ホワイトハウス当局を説得し、アメリカにおける厄介な輸出認可手続きを簡素合理化するためわれわれの提議した改定案を受け入れさせることに成功した。われわれは、このことが、アメリカの企業に対し、西ヨーロッパや日本における競争相手に対抗する上でより強い競争力をつけるのを手助けしたことと考えている。

まとめとして、財源の縮小に対処するにあたって、選択は、いくつかの価値ある事業のうちどれを切らねばならないか、何人の人員をレイオフ

(一時解雇) せねばならないか、どの公共サービスを民間部門に移さねば
ならないか、といったことに限定する必要はない。これらの事柄のすべて
は、困難な時期にはやらねばならないことである。しかし、われわれは、
同時にわれわれの州の経済的基盤を拡大し、経済成長（これのみが政府に
対する信頼とわれわれの地域社会の将来に対する確信とを強固なものにす
るのだ。）を促進する努力を見失ってはならない。

僅少な財源による行政の効果的運営について（意見発表）

岡山県知事 長野 士郎

岡山県知事の長野でございます。本日の議題であります「僅少な財源による行政の効果的運営」について、私の県で実施しました過去3回にわたる行政改革の体験をもとに若干の所見を申し述べます。

わが国の行政の欠点の一つは、一般に生産性及び効率性についての意識が極めて低いことであると考えます。その理由として、公務員の側に住民からの税金を効果的に使うというコスト意識が少ないとともに、住民の側にも納税したお金がどのように効果的に使われているかについて無関心の人が多いことがあげられますが、わが国の地方財政の仕組みにも大きな欠陥があります。すなわち、わが国の地方財政の構造においては、貴国と違って、地方税負担と住民の受ける行政サービスとが連動していません。といいますのは、税額は法律で決められてしまっており、全体の歳出との差は政府からの助成金で埋められさえすればよいので、いくら地方公共団体の歳出が増加しても住民の地方税負担には変化がないわけです。従って、住民の関心事も、行政当局が国からいかに多くの助成金を獲得してくるかということになります。

高度経済成長期には、国の豊富な財源と税収の著しい伸びを背景としてこのような歳出中心の考え方も何とかやってこれたわ

けですが、低成長経済下においては、これらを期待することができないために、限られた歳入の範囲内で、より効率的かつ効果的な行財政運営が求められることとなります。

このような背景の下に現在わが国では国、地方ともに行政改革に着手しているわけであります。その目的は、高度経済成長の過程で年々肥大化、硬直化していった財政に歯止めをかけるとともに、公務員、議員をはじめ住民すべてにコスト意識をもたせることでもあります。

岡山県では、行政に生産性、効率性の意識を導入するため、国、他府県に先がけて、組織の再編統合、事務事業のやり方の見直し、人員削減などの行政改革を、過去3回にわたって、住民参加のもとに取り組んでまいりましたが、そのうちのいくつかの事例を紹介したいと思います。

まず、行政事務のうち可能なものは民間に委ねることにいたしました。行政でなければできないものと民間の活力に委ねた方が効率的かつ効果的なものとを区分し、後者については積極的に民間へ委託したのであります。従来考え方である、政府が国民経済へ介入し誘導しようとするケインズ経済学的発想では、行政部門は肥大化、硬直化するばかりであり、行政の介入を最小限度に抑え民間の自由競争に任せるというフリードマン流の小さな政府への転換が急務であるからです。また、職員にコスト意識を植えつける一つの試みとして、県の職員を民間企業へ研修のために派遣す

ることも行っております。

第二に、予算編成のやり方についても、効率的な行政運営及び小さな政府実現の観点から、いくつかの新しい試みを導入しております。すなわち、ゼロベース査定方式やサンセット方式の導入はもちろんのこと、予算の年度間調整の手法や各種プロジェクト相互の均衡ある推進を図るための事業間調整の手法も導入いたしております。

第三に、先程亀井知事が言及されたタテ割行政の弊害を取り除く試みを導入しました。わが国の地方行政は他国に例がないほど各種の補助金や許認可事務などを通じて国の強いコントロール下に置かれております。そのため国の各省庁の行政が県のレベルにおいてもそのまま県の各部に下りてきており、そのため類似の事務でもそれぞれの部局で個別に実施され、その結果仕事の内容が相互に重複し混乱を招くことが多くなるという傾向をもっております。

そこで、貴国の宇宙産業で始めて取り入れられ、また多くの企業で採用されているいわゆるマトリックス組織を採用し、従来の組織原則である命令の一元化（unity of command）に対し横からの調整機能を加え、仕事の重複による無駄の排除とより効果的な行政の実現を図ろうとしております。

また、それぞれの地域で生ずる各種の問題を総合的にとりあげることができるような執行体制の整備には特に力を入れておりま

す。従来、税務、福祉、農林、土木などの部門別に、個別に設置されていた県の出先機関を総合化した総合出先事務所を県下の各地域に配置し、これに地域づくりの拠点としての役割を担わせているのであります。そして、住民の立場にたつて行政を効率的に行うため、本庁の権限はできるだけこの総合出先事務所に委譲するとともに、総合出先事務所の長が独自の判断の下に個性ある地域づくりができるような事務間調整費を予算化しております。

第四に、行政の中に、民間企業で採用している一種の品質管理的発想を採り入れる試みを行っております。現在わが国が直面している大きな行政課題は、高齢化社会への対応策、省資源・省エネルギー対策及び物質の豊かさよりも心の豊かさを実現するため行政の中にいかに文化的視点を採り入れるか、の三つであります。これらの行政課題は、それを直接に担当する部局だけで考えればよいというものではなく、すべての部局で取り組まなければ全体的な効果があがらない性質のものであります。そこで各部局がそれぞれの仕事を行うに際して高齢者福祉、省エネルギー、行政の文化化という三つの視点から検討を加え、その結果を各部局の行政の中に反映してゆく事業評価システムを作成したわけであります。

以上、本県の行政改革の一端を簡単に申し述べましたが、行政改革は単に1、2回だけでその目的を達成することは困難であり、また、時代の変化に応じて絶えず見直してゆかねばならないものでありますので、貴国の進んだ事例を大いに参考にさせていただき

ながら行政の効果的運営のため今後とも引き続き行政改革に取り組んでゆく所存であります。

以上で私の意見発表を終わらせていただきます。

[広島県知事 宮澤 弘]

ひとつアメリカの州知事どなたにでも伺いたいのですが、今のような、僅少な財源による行政の効果的運営を行うにあたって、州の職員の労働組合はこれに対してどういう態度でのぞんでいるかということについて伺いたしたいと思います。

[ハワイ州知事ジョージ・R・アリヨシ]

この労働組合の問題、そして効率的運営を達成する試みに彼らがどんな反応を示すかの問題については、私は、何らかの協議を行うことがきわめて大切であると思っております。私の州では、労働組合との間に給与交渉が持たれています。1970年までは、組合員の給与は立法府によって定められていました。1970年以降はわれわれは州政府の職員の給与をめぐる交渉にかかわってきました。そして、われわれが給与に関する交渉にあたる機会があるために、職員組合は、州政府が必要な財源を持っているか持っていないかについて敏感に気がつくようになりました。

その結果、われわれが、州政府職員に大きな変化、影響をもたらすような措置をとる場合は、われわれは組合員や組合幹部と話し合うことにしています。これは必ずしも、彼らに対して、われわれが行おうとしていることについて拒否権を与えるためではなく、相互理解を通じて、われわれが非常に重要と考えている変更措置が可能になると考えるからであります。われわれは、このようにしてハワイ州の状況に対処しているのであります。

[広島県知事 宮澤 弘]

一般的なお話は十分分りました。たとえばしかし、さきほどスネリング

さんのお話の中にもありましたが、州がやっている仕事を民間にまかせていこうというような場合には、当然、州でやっていた公務員の身分の問題、失職の問題が出てくると思いますが、そのへんについても労働組合というものはかなり進んだ考え方で対処しておりますか。

[バーモント州知事リチャード・A・スネリング]

現実の世界においては、話をきくことがつねに承諾につながると期待することはできません。私は職員組合と協議することが重要であるとのアリヨン知事の見解に同意するものでありますが、しかし、結局は、有権者・選挙民は住民全体であります。それでわれわれは、州政府の職員に対して負っている責任と、われわれすべてがそのために働いている住民に対して負っている責任とをつり合わせる重大な義務を持っております。したがって、若干の圧力を受け入れ、正しい解決策を生み出すことはわれわれの義務であります。

このことを行うためには、急がずにゆっくり行わねばなりません。われわれは、官僚組織の規模をいっきょに大削減するわけにはゆきません。われわれは交渉に交渉を重ねる用意がなければなりません。しかしわれわれとしては、官僚組織の規模を、住民が支持する大きさにするというわれわれの目標を放棄することはできません。それでわれわれは、ゆっくりと、しかし逆行できない形で、より効率的かつより適正規模の官僚組織を実現するため努力を続けております。そしてその途中経過において、労働組合との間にさまざまな問題点や不一致点が生ずるでありましょう。しかし州政府の職員といえども同時に納税者（タックスペイヤー）でもあるわけであり、もし世論調査を行って、職員の自宅で、政府は大きくなりすぎている

と思うかどうか質問するならば、職員たちはそのとおりだと答えるに違いありません。またもし税金が高すぎると思うかどうか彼らに質問するならば、彼らは間違いなくそのとおりだと答えるだろうと思います。たとえ中途で若干の悪感情を伴うとしても、われわれの義務は明白であります。

(10 分間休憩)

イ 地方公共団体における情報公開について

(ア) 日本知事代表報告

埼玉県知事 畑 和

只今、議長からご指名いただきました、埼玉県知事の畑和であります。日本側提出議題の「地方公共団体の情報公開について」という議題に関しまして、日本側を代表いたしまして、私から報告させていただきます。

わが国は、戦後新憲法を制定し、その前文に国民主権を謳い、今日まで、民主主義国家の建設に、鋭意努力をして参ったのであります。しかしながら、国民主権を建前といたしておりましても、国民が十分な情報を持たなければ、国民は主権者としての機能を果たし得ないということは、先進諸国では、かなり古い時代から言われていたようであります。

現代は情報化社会といわれています。確かに、毎日歴大な量の情報が、マスコミ等によって一般に提供されております。しかしながら、そのほとんどは、国際情勢、経済情勢、文化的諸情勢に関する概括的なものが多く、国民が主権者として機能するのに必要な、政治、行政に関する管理情報は、極めて稀薄なものしか提供されておられません。

“ブラックボックス”という言葉があります。自分の運命にかかわるような重大な事が、政治や行政の暗室の中で、自分が何も

知ることができないうちに、決められて行ってしまうことを言ったものであります。わが国の政治、行政の現状は、一部にはそれに近い状態にあることも否定できない面があります。

国民主権の確立のために、情報検索権^{アクセス}を与える必要があるという事は、スウェーデンでは、200年ほど前からそれが言われ、1766年のスウェーデン憲法の中に、既に“公文書を自由に閲覧する権利”が規定されていたとのことであります。貴国においても“人民の、人民による、人民のための政治”ということで、常に、住民の“知る権利”を尊重する思想のもとに、政治、行政の運営が行われてきたことは、申すまでもないことだと存じます。しかし、貴国の場合には、第二次大戦、朝鮮戦争等の戦争を体験される中で、政治が情報を秘匿する傾向を次第に強めていったとのこと、そうした中で、情報の自由化が、ジャーナリスト等から主張されはじめ、1953年に、ハロルド・クロス氏が“The People’s Right To Know（人民の知る権利）”という著書を著^{あらかわ}し、大きな反響を呼んだということであります。それが契機となって、1955年に、連邦下院に“政府情報に関する小委員会”が設置され、1966年の“Freedom Of Information Act”が制定される運びとなったと伺っております。この“FOIA”の公布にあたって、ジョンソン大統領は、“民主主義は、国家の安全が許すすべての情報を、人民が入手するときに最もよく機能する”と述べておられます。私も、正にそのとおり

だと思っております。

なお、貴国においては、連邦政府の FOIA 制定の後、1975 年頃から、各州における情報公開法の制定が急速に進み、今では、ミシシッピ州を除く全ての州に、情報公開法があるとのことでもあります。

さて、わが国の状況であります。わが国においても、戦後間もなくの頃から、ジャーナリスト等によって“ガラス張りの行政”というような言葉で、情報の自由化が要請されておりました。また、それに対して、その都度、国や地方自治体の政府の要人も、常々、ガラス張りの明朗な行政運営を行ってゆくことを誓約しておりました。

ところで、わが国には、日米安全保障条約に基づく防衛関係の秘密のほかは、秘密保護法のような情報の公開を制限する一般的制度はございません。あえて申しますならば、公務員法等に公務員の守秘主義が定められておりますが、これも何を秘密とするかを定めたものではなく、情報の公開を制限する制度ではありません。すなわち、わが国は、新憲法のもと、原則としては、公的機関の情報は、当然公開されるべきものという建前になっているのであります。

しからば、わが国では、公的機関の情報がよく住民の間に行き渡っているかということ、決してそうではありません。私が考えますところによれば、多分、先進自由主義諸国の中でも、わが国の

政治、行政は、ブラックボックス的性格が、強い方に属するのではないかと思っております。

公開が原則になっていながら、何故にわが国の場合、ブラックボックス性が強いのかについて、その理由を簡単にご説明申し上げます。東洋には古から“倚らしむべし、知らしむべからず”という言葉があります。住民には、情報はでき得る限り与えず、盲目的に公に服従させるのが、巧妙な統治技術だということを教えた言葉であります。勿論、近代になってから、それが妥当な行政手法であることを、表向き言うような人はなかったと思います。しかし、それが、行政を担当する者にとって便利な方法であることには変わりはなく、そのまま放置すれば、公的機関は、実際に仕事を進めてゆくに当って、自然にその“倚らしむべし、知らしむべからず”の方向に傾斜して行ってしまいます。また、公務員といたしましても、それが、統治のために都合が良いだけでなく、そうした一般的傾向の中では、そうすることが、保身のうえでも、安全であったのであります。

更に、わが国では、情報は公有財産等と同様、その整理保存等の管理が、公務員の手で行われております。しかし、財産等の管理につきましても、代表者によって議決される法律又は条例等によって、管理に関する基本的事項を定めることが義務付けられております。それに対して、情報の管理システム等の決定は、一切、公務員にまかされた格好になっております。そうした点からも、

わが国では、財産に関しては、住民の利害に関係が深いという認識があったのでありますが、情報に関しましては、それが住民の利害に関係があるという認識は、あまりなかったようであります。そうしたことで、一方で、ガラス張りの行政を標榜しながらも、公務員に情報の管理権が専属していた関係で、わが国においては、実際には、情報がほとんど秘匿される結果になっていたのであります。

ところで、わが国の場合は、1970年代に入ってから、秘密漏洩事件、大規模な汚職事件があいついで発覚いたしました。その内容等について説明いたしておりますと、時間を要しますので省略させていただきます。そうした事件を通じて、国民の政治、行政に対する不信感が強くなり、同時に、情報公開の必要性を求める声が、次第に高まって参りました。

また、貴国における“FOIA”の制定と、各州における情報公開法の制定の状況が伝わって参りましたことも、わが国の情報公開に対する要請を強める大きな原動力になったことは申すまでもありません。

更にもう一つ、先に貴国の提出されました議題のご討議に際しまして、日本側の発言の中にもございましたが、わが国は、1955年から1970年にかけて、いわゆる経済の高度成長を遂げて参りました。それに伴って、人口の都市集中その他多くの問題が発生し、過度な開発により、公害、自然破壊等が進み、そ

れに対する住民運動が急激にもり上がった時期があったのであります。それに対しまして、地方公共団体におきましては、行政に対する住民参加の新しい方策を検討する必要性を感じ、各府県において、各種の住民参加システムの試行が行われはじめました。そして、そうした住民参加システムの研究を進めてゆく中で、住民参加は、まず情報の公開から始める必要があることが言われはじめたのであります。

私ども埼玉県といたしましても、1972年頃から、地域ごとに“一日県庁”という名称で、地域住民の集会を開催し、知事及び県の幹部職員がそれに参加して、住民の意見を聴き、また住民の質問に答えるというようなことを試みはじめました。更に、1974年には、県下の8地域にそれぞれ“地方県民センター”を設置、1976年からは、県民討論会を開催して、それに知事が出席し、住民相互の討論を知事が聴くということも試みております。そうした試みの中で、私は、県民参加の行政を進めてゆくためには、広報、公聴的活動を推進するだけではなく、情報を公開し、県民に対し、県政に関する十分な情報を提供することが必要であることを痛感いたしましたのであります。

そこで、埼玉県といたしましては、1979年に、行政施策推進のために策定いたしております計画を改訂するにあたって、その中に、新たに、県民参加による自治と連帯の県づくりを進めてゆくために、情報公開制度を早急に確立することを、県政の重要

課題の一つとして加えたのであります。同時に、県政資料サービスセンター、県政情報資料室等を拡充し、新たに、公文書センターを新設して、情報公開のための諸施設の整備を開始いたしました。

ところで、情報公開を行うにあたって、まずやらねばならないことは、住民に対し、情報^{アクセス}検索権を付与することです。わが国の憲法には、それは抽象的な権利として認められているのでありますが、それを、住民の具体的な権利として、制度化する必要がありますのであります。それなくしては、如何に公務員の心がまえ等を改める努力をいたしましても、わが国の政治、行政のブラックボックス的体質は、変ってはいかないと思います。

この情報^{アクセス}検索権の付与を行う法形式は、やはり、住民の代表の議決によって定める法規が適当であると思います。すなわち、わが国の場合には、国の政府では、国会の議決による法律、地方の政府では、地方議会の議決による条例によって定めるのが妥当だと考えます。

ところで、現在の行政機構における情報管理システムでは、情報は、当該行政事務の担当者にとっては、便利にアクセスできるように整理保存されてはおりますが、住民から、情報の提供要求があった場合に、求められる情報を、速やかに提供できるようなシステムにはなっておりません。住民に情報^{アクセス}検索権を付与する以上、住民が簡便な手続で、速やかに目的の情報が入手できる仕組

になっていなければ、情報公開の実質的意味は失われてしまいます。しかしながら、その、情報公開のための情報検索のシステムを、どのように作り上げるか、それが、当面の最大の課題であります。わが埼玉県におきましては、住民から提供要求の多い主要な情報について、それを、コンピューターにインプットし、情報公開のための窓口とオンラインで結んで、情報の検索をコンピューターによって行う方法を、現在研究中であります。

本日御出席のアメリカの知事さん方の州では、1975年頃に情報公開法を制定されたところが多いようであります。法制定から5年以上を経過され、情報検索のシステム等につきましても、種々、研究を進めてこられ、既に、各種の優れたシステムを開発しておられることと存じます。われわれ日本の知事会が、本日の議題として、この情報公開の問題を提案いたしましたのも、アメリカの知事さん方から、そうしたことについて、教えていただくことができると思ったからであります。よろしくご教示のほど、お願い申し上げます。

さて、情報公開について、もう一つ重要なことは、公開できない情報を明確にすることです。公開できない情報を明確にすることが、情報公開にとって大切だという話は、一見逆説的に感じられます。しかし、実は、それが明確でないために、かえって、守秘義務の尊重し過ぎということがおこって、公的機関のブラックボックス性を強める結果になっていたのであります。

公開し得ない情報としては、私人のプライバシーを侵す虞れのある情報、土木、建築等の事業の入札前における設計金額、犯罪捜査上の情報等、種々あるわけではありますが、しかし、非公開とする情報の範囲が大きくなってしまえば、情報公開の意義は失われてしまいます。本県といたしましては、現在、それを専門的に研究するグループを作り、鋭意その検討を進めております。また、その検討にあたっては、県民との対話集会を開催して、県民の意向もよく聴いて決定してゆくことを予定いたしております。この“何を非公開とするか”についても、アメリカの知事さん方は、経験の中から、各種の御意見をお持ちのことと存じます。是非それを拝聴させていただきたく、よろしくお願いいたします。

わが国の都道府県で行います行政事務の中には、府県が国の政府の下部機関となつて行う行政事務が、かなりございます。わが国では、そうした事務を“機関委任事務”と俗称しております。その機関委任事務に関する情報の公開については、現在のところ国の政府は、委任者である国の了解を必要とすることを主張いたしております。私は、それに対しまして、特定のものを除いて、機関委任事務のほとんどは、実質的には、地方公共団体の固有の事務の性質を持っていると考え、地方公共団体が、機関委任事務を管理執行するに当って、収集し、又は作成した情報については、これを、地方公共団体における情報公開の対象になし得ると考えております。その点、今後、国の政府と意見の調整を進めてゆく

所存であります。貴国においても、連邦政府と州との関係において、同質の問題がありましたら、どのように処理されているか、ご教示いただきたいと存じます。

本県におきましては、1980年の5月に行政情報公開準備検討委員会を設置、本年の6月に、同委員会の検討結果の報告を受けました。そして、本年の8月から、情報公開推進のための組織を作り、1983年の実施を目途にして、現在、具体的な準備作業に取りかかっております。

なお、わが国の他県の状況を簡単に申し上げておきます。47都道府県のうち41の都道府県が、その検討を開始しておられます。そのうち、15県は、既に何らかの制度化を決心しておられ、うち6県が、条例制定の方向で検討を進めておられます。

国の政府の情報公開であります。現在、国には行政改革のための臨時行政調査会が設置されておまして、その専門部会において、検討が進められている段階であります。わが国の場合は、情報公開に関しましては、地方自治体の方が、先行いたしております。

“地方自治は、民主主義の最良の学校である”という言葉がございます。また、わが国には“地方自治の先導性”という言葉があります。経済の高度成長時代に出現して参りました公害や自然破壊等の新しい行政課題の場合におきましても、まず先に、地方自治体が、それらに取り組んで、その行政手法を開拓し、ある程

度行政としての確立を見たのち、国の政府が、それを、国の一般的制度とするということが行われて参りました。この情報公開におきましても、同様に、地方自治体が先導し、国は、それを受けて、その実施に踏み切るという経過をとることになるようであります。

以上、簡単ではありますが、私の報告とさせていただきます。
御清聴ありがとうございました。

(イ) 米国知事代表報告

アリゾナ州知事 ブルース・E・バビット

鈴木知事さん、ありがとうございます。畑知事の主報告は、情報公開法制定への非常に強いご主張でありました。おそらく、アメリカでは、連邦政府のレベルにおいても州政府のレベルにおいても、情報公開法が行政過程をいかに強化したかについて、いくつかの実例をお示しする以外には、私から付け加えることは多くありません。

過去数年間、州政府および連邦政府のレベルで非常に強力な法律ができ、それらはおおむね有効に作用してきました。皆さまにお示しいたしたい第一の例は、原子力に反対する市民団体による連邦政府レベルの情報公開法の利用に関するものであります。われわれは、アメリカにおける原子力エネルギー計画の引き続く発展について、国内で大規模かつ広範な論議を行ってきました。数年前に原子力発電反対者たちは、政府の規制に対する信用を落とす目的で情報公開法を利用いたしました。彼らは数年間の期間にわたって、原子力発電所の検査、安全規則、工場管理の諸問題等における諸欠陥を暴露する目的で何万件もの文書資料の提示を要求しました。彼らは原子力規制庁からこういった資料を引き出すことによって、首尾よく目的を達成し得ました。

興味深いことに、彼らがこういった諸欠陥を暴露したことは、逆の効果を生み出しました。すなわち過去数年間に政府は検査の仕方を改善し、事故防止の手続きを改善しました。そして、彼らの暴露によって当初一般住民からの信頼度はダウンしたものの、政府が実際に規制措置を改善する等の対応策をとった結果、住民の信頼はいまや著しく高まるに至ったと思います。で私の思いますのに、われわれの原子力発電計画は、いま、より良い状態にあり、

また、反対者たちによる監督官庁の資料の入手・利用がなかったと仮定した場合に比べてより大きな一般市民の信頼を得ていると言えます。

私がお示しする第二の例は、ある隣接州にかかわるものであります。それがどの州であるかは申しあげられません。それはアリゾナ州ではありません。

(笑声) それは道路建設事業におけるリベートや贈収賄を暴露するために情報公開法を利用するというマスコミ関係者の典型的なやり方にかかわるものであります。それは、文明とともに古い問題であります。私は、およそ文明が存在する限り、道路建設にわいろがつきものであったと確信しております。しかし、マスコミ関係者が行政の誠実かつ効率的な運営を監視するというのは、わが国の情報公開法のきわめて典型的な利用方法のひとつであります。

第三番目に私のお示ししたい例は、私自身の州であるアリゾナ州に関することであります。永年にわたって、アリゾナ州はカリフォルニア州という強大な州のすぐ隣にあって劣等感を抱いてまいりました。それでわれわれは、永年にわたって、アリゾナ州内の大学に、カリフォルニア州のフットボール・チームを打ち破ることのできるフットボール・チームをつくりあげる努力を続けてまいりました。そして何年にもわたって、アリゾナ州の諸大学で強力なスポーツ選手団養成計画を軌道に乗せるため、なみなみならぬ努力を重ねてきました。そしてカリフォルニア州に勝つことのできるフットボール・チームを作りあげようとする努力の過程で、各大学は、不可避免的に、コーチに不正な金を渡したり、選手たちに特別の施設を提供したり、選手たちが容易にパスできるような特別の学科課程を設けたりするに至りました。そして、養成計画はいささか腐敗墮落の様相を呈してまいりました。公立大学から入手できる会計記録を利用することによって、そういう問題を摘発したのはや

はり報道機関でありました。フットボールのコーチたちは全員解雇され、われわれは若干の新しいコーチを受け入れました。われわれは今正直な計画を有しており、わが州の大学は先週ついにカリフォルニア州を打ち破りました。

それでおそらく、この物語の教訓は、人は正直であると同時に優秀であることができる、ということであります。(笑声)

また、こういった直接的な効用のほかに、情報公開法は、行政に対してより微妙な形で確実な影響を与えてまいったことを申しあげたいと思います。といいますのは、すべてのわが州の州政府職員は、契約あるいは公務上の行為を行うにあたって、2年後に新聞記者が関係文書を手に入れて、これは公正であるかどうか、私の示した根拠は正当なものであったかどうか、自分は自己の公務上の行為を弁護できるかどうか等を質問してきたときに、それがどのような姿をしているであろうかについて、いま考えざるを得なくなっていると思います。私はそういったような暴露の可能性は、公務員の行動の仕方を向上させるのに役立つと思います。

われわれはいろいろな問題をかかえてきました。われわれは自分たちの情報公開法について、いくつかの困難な問題をかかえてきました。私は、特別の注意を払う必要があると思われる二つの領域をお示ししたいと存じます。第一の領域は、畑知事がお述べになった問題であります。すなわち例外規定を設ける問題であります。といいますのは、いかなる政府においても、公開の対象とすべからざる文書というものが若干あります。皆さまは実例をお考えになることができます。たとえば、個人的な記録、税の記録、医療関係の記録、雇用関係の記録等であります。われわれはアリゾナ州では若干の困難に直面しました。というのは、われわれは適用除外を明確に規定しておかなかったからであります。われわれは、それについて考えなかったの

です。われわれは当初、行政のあらゆる機能をくまなく検討して、公開すべきものと公開すべきでないものとの間の区別を明確にする必要があることを理解しなかったため、多数の訴訟事件に直面しました。

大きな論議のあった第二の領域は、1 私人が未公開の文書に接近し得る範囲、つまりどの程度まで私は、私に関する政府の記録（報道機関は権利を持たないが、私は対象者として権利を持っていると主張できる記録）を政府が開示するよう求めることができるか、をめぐる問題であります。

困難な領域は、国家の安全保障と犯罪捜査の領域であります。かえりみますと、わが国の法律はこの分野については、注意深く作られなかったと大多数の人が感じていると思います。現行の連邦法のもとでは、たとえば、私は連邦警察に手紙を出して「ブルース・バビットに関してあなた方が持っているすべての記録のコピーを私のところへ送って下さい」と要求する権利を持っています。その場合彼らは、そういった記録を提供するよう義務づけられています。彼らは部分的に削除することはできます。しかし削除の必要性を立証する責任は彼らの側にあります。もしこれにまつわるさまざまな関わりあいについて考えるなら、それは非常に困難な問題となることが考えられます。

法執行機関が機能する力、それらが秘密の情報を利用する力は妨げられています。この部門におけるわが国の法律の多くは、ニクソン大統領の時代にウォーターゲート事件に対応するため策定されたものと承知しております。それには、もし各個人がみずから情報・記録を把握することができるならば、それは乱用を防ぐひとつの方策となるであろうという考え方がありました。たしかにそれは情報の乱用を防いでいます。しかし私の考えますのに、われわれはこういうことを過度に行ったために、わが国の諜報機関や警

察機関の機能はいまや損なわれるに至っています。

結論として、申しあげたいことは、そしてこれはわが同僚知事をも代弁しているつもりであります。情報公開法についてのわれわれの経験はきわめて建設的、肯定的なものであったことでもあります。それは行政の機能を改善し、公務員の労働の質を高めました。またそれによって報道機関は、行政について国民に説明することが容易になりました。私が略述した二つのことを除いては、われわれは大変好ましい経験のみをお示しし得たと思っております。

[提出ペーパー]

情報公開一州と連邦の実施情況

アリゾナ州知事 ブルース・E・バビット

連邦情報公開法

連邦レベルにおいては、政治行政のオープン化は、最初は 1946 年の行政手続法によって提案された。しかしながら、この法律は、その曖昧さによって酷評を受け、報道機関の 10 年間にわたる運動の後、1966 年 7 月 4 日に情報公開法 (FOIA) が署名公布された。FOIA は、政治行政オープン化の連邦における中心的な法律である。それによって何人たりとも、すべての役所の記録を検索する権利 (裁判上の権利を含めて) を保持することが規定された。その検索権の対象となる記録は、FOIA に規定する 9 つの例外に該当するものを除き、役所が占有しているすべての記録である。かくて FOIA は、連邦の行政官庁や公営企業等の事務所や部局のほとんどすべての範囲に適用されている。

請 求 者

合衆国の他の多くの法律と違い、FOIA は、何人にも、政治行政的情報を要求することが許されている。これは合衆国の市民、永住者および外国人に適用される。ただしいくつかの機関では、外国人の請求を尊重するかどうかを認定することができるようになっている。

経 費

FOIA では、機関は、請求されたファイルを作成するための費用と公開される資料をコピーする費用を徴収することができる。

実 施

政治行政的機関は、FOIA の定めるところにより、10 日（操業日）以内に要求資料を作成しなければならない。ただし特別の事情がある場合は、さらに 10 日間（操業日）かかってもよいことになっている。

定められた期間内に、機関から何の応答もないときは、請求者は、機関から情報公開を拒否されたものとみなし、当該機関に抗告することができる。機関はその抗告があったときは、20 日（操業日）以内にそれに回答しなければならない。その 20 日以内の期間に当該機関からの抗告に対する回答がないときは、請求者は、その機関を相手どって訴訟を提起することができる。

除 外 規 定

下記の 9 つの事項に該当する場合は除外される。

- 1) 防衛あるいは外交政策上の利益のための機密に属する記録
- 2) 機関の内部的な人事的ルール、人事的慣習のみに関連する事項
- 3) 法令により非公開を認められている事項
- 4) 取引上の秘密または財務上の情報
- 5) 機関相互または機関内部のメモまたは通信
- 6) 関係者外によって求められた人事または医療上の記録
- 7) 司法上作成された調査記録
- 8) 金融機関に対する行政の規制・監督に関する情報
- 9) 油井に関する地質学または地球物理学的情報

州情報公開法

州レベルにおいては、政治行政のオープン化は、会議公開法と州情報公開法によって実現された。すべての州に FOIA かあるいは住民検索法がある。だがそれらは長さにおいて、また細目において様々である。あるものは簡潔

で「すべての市民は、法令で別に定める場合を除いて、その州で作成するいかなる公文書も調査しその写を入手する権利がある」と規定されている。他の場合としては、ニューヨーク州は、取引上の秘密を保護することを規定し、通報者を保護し、機関相互や機関の内部のメモや通信については範囲を限定することを州議会で定めている。

州の現行法は様々である。一般的には、25の州においては、連邦の法律をモデルにした法律を作っており、そこでは、政治行政には、情報の公開を確実なものにするような重大な責任が負わされている。他の州では、要請者は、情報入手のために、自分で努力しなければならない、情報の入手は大変面倒である。

政治行政に係る他の法律

FOIAに加うるに、プライバシー法（PA）というのが1974年に通過した。その法律は、行政機構にある自己に関する情報の収集や、ばらまきや、その正確さを個人がよりよくコントロールし得るようするために作られた法律である。

FOIAは、9つの除外規定に定められた事項を除いて、いかなる人間にも、機関におけるすべての事項について、検索する権利を与えている。PAは、自己に関する情報が含まれている記録を確実なものにするために個人に検索の権利を与えたものである。個人は、行政機構の情報を探すためにFOIAとPAのいずれかを、またはその両方ともを利用することができる。2つの法律は、その範囲、手数料、期限、裁判における再審理手続、その他の点で異なっている。

連邦および州レベルにおける問題点

どの法律にも論争がおこっている。

主な問題点は、三つの分野に集約される。

- ・ 法律が所期の目的外に利用されることである。例をあげると、FOIA や PA が、公衆や新聞によってよりも、大変しばしばプライベートな独占禁止訴訟の当事者によって利用されている（ニューヨーク州以外では）。
- ・ 連邦レベルでは、いくつかの機関では、処理すべき FOIA や PA の請求を処理するために特別の職員を雇わねばならなくなっている。そのため法律が通過した当初には、予想し得なかった財政的負担を強いられている。
- ・ 連邦レベルの請求の滞貨のために、法律の目的にかなったリクエストに対する返答が大層遅れている。

(ウ)「地方公共団体における情報公開について」

両国知事意見発表、質疑応答

〔島根県知事恒松制治〕

情報公開法の制定について（意見発表）

さきほど畑埼玉県知事から情報公開法の制定について詳しい発言がありました。私もその論拠について異論を唱えるものではありませんが、些か批判的な見解を申し述べ、ご教示を頂きたいと思います。

さっきスネリング知事のご報告にもありましたように、もののみかたについて私は意見を申し述べたいと思います。

行政機関がもっている情報を何人に対しても利用できるようにするということは、民主主義の基本をなすものとして重要であります。その理由は、行政行為の実態を知ることは市民の政治への参加にとって必要な条件であるからであります。

しかし私は、市民にとってより多くの情報がえられることが必要であるということと、それが法律や条例に裏づけられるということとは必ずしも同じではないと思っております。少なくとも民主主義の熟度と無関係に法制化の具体化を論ずることはできないように思われます。というのは、情報公開が民主主義の成熟に必要な条件であるといたしましても、民主主義の歴史の浅い社会では、その法制化はかえって好ましからざる結果をもたらすであろうということを危惧するからであります。情報公開の法制化について、多くの経験をもたれる知事さん方に教えを受けたいと思い、あえてこうした意見を述べる次第であります。

以下私が情報公開の法制化に対して批判的であることの理由を説明いた

します。

第1は、一般市民の間で政治参加という意味での情報提供を求める声は現実的に必ずしも大きくないということでもあります。このことは、知らされていないが故に知る権利の主張が弱いことを意味するのかも知れません。しかし他方では、市民自身が選んだ首長や議会に対する信頼感の現われとも言えます。

市民は政治や行政の分野におけるスキャンダラスなニュースに関心を持ちます。しかしこれらの事件は、法制化を必要とする情報というよりは、むしろ政治家や行政官の良心に関する事件であることが多いわけでもあります。したがって政治や行政に対する市民の関心の強さは直ちに情報公開の法制化に結びつかないと思っております。

第2は情報公開が一部の利用者に限られるのではないかということでもあります。たとえば公共事業に関する計画が特定の人に提供されますと、土地の買い占め、地価の高騰を招き、特定の人々の利益を一般大衆の税金によって実現する可能性も出てまいります。日本の地域社会はこうした弊害を阻止するほど民主主義の成熟段階にはないと思っております。むしろこの種の情報は、法制化された知る権利によるよりは、行政機関がすすんで行う広報活動の強化、充実に依存する方が望ましいと考えております。

第3は行政機関の広報公聴制度の充実が情報公開の法制化に先行すべきであるということでもあります。さきほど畑知事の報告にありましたように、私の県でも、予算成立時にその詳しい内容、県内の主要なプロジェクト、当面解決すべき重要政策などをテレビ、新聞等を通じて報告をしております。そして政策決定に当りましては、市民の代表が参加する審議会を設けるほか、一般市民によるモニター制度によって行政への参加の機会を設け

ております。また、県庁内に資料を展示する室を設け、県立図書館にはいつでも利用できる資料を備えております。もとよりこれらの制度が知る権利の要求にどれだけ効果的であるかは計測できませんけれども、こうした行政側の努力の積み重ねが情報公開の法制化に先行する必要があると考えております。

要約をいたしますと、“知る権利”としての情報公開よりは“提供する義務”としての情報公開が現段階では必要ではないかということであります。もとより、行政側における義務としての情報提供は市民にとっては受動（パッシブ）的な情報公開にすぎないという反論もあるでしょう。しかし情報公開を市民の能動（アクティブ）的な請求とするためには、行政行為を正しく知り、正しく理解することが前提であり、日本の社会はもっとそれらの訓練を積むべきであろうと思っております。

情報公開法の先進国であるアメリカの知事さん方の経験にもとづいて、ご批判を頂ければ幸いです。以上でございます。

〔モンタナ州知事テッド・シュウインデン〕

私はとくに恒松知事のご意見発表に対し意見を述べる機会を与えられたことを感謝いたします。私は先にバビット知事が情報公開の積極的諸側面について述べられたことを強く再確認いたしたいと思っております。私は情報の公開（フリーダム・オブ・インフォメーション）と称されるものと国民の知る権利とは同じ価値を有していると思っております。しかし普通の大衆は、モンタナ州であれ、アメリカ合衆国であれ、日本であれ、通例は、記録を見るために、わざわざ時間をかけて役所まで足を運ぶことはしません。例外としては、恒松知事が示されたように、またバビット知事が示された

ように、民間の一市民が、参考になるかもしれない特定の情報を得るために自分自身についての記録・資料に接したいという特別の希望を持つ場合があります。

情報公開と国民の知る権利を求める動きのひとつの側面はマスメディア（報道機関）に負わされた責任の増大であります。すなわちマスメディアは、テレビ、新聞その他を通じて政府の記録や情報を国民に対してかみくだいて説明する主たる媒体であります。そして行政が文書の公開という新しい情勢に対応するのに苦慮してきたのと同様に、マスコミに対しても同様の問題が提起されてきました。というのは、バビット知事が最初原子力に関する情報について述べられたように、彼らは詳細な資料に圧倒されたのです。これらはきわめて無味乾燥でさっぱり面白味のないものなので、報道として取り上げられない場合も多いのです。そして傾向として、ニュースを創る上で必要な構成要素であるスペクトル性（壮観、惨状、劇的スリル性等）にとびつくかたむきがあります。そして政府は、住民に対し情報を提供する責任をもっているので、主要な報道機関の役割もまた増大していかなざるを得ない状況にあります。一方だけでもう片方の欠除したものは、いわば余り牽引力のないひとくみの馬車馬みたいなものだと思います。完全に公開された情報の不徹底な分析によって挫折感を味わわなかったアメリカの知事はひとりもいないと思います。バビット知事が言われたように、現在よく見える文書でも、もしそれが1インチの厚さのファイルから抜き出した唯一のものであるならば、2年後にはまぶしく見えるものになるかもしれません。また長い審議の結果ひとつの決定に達したものが、2年後にはそれが間違った判断だったということになる場合もありましょう。

それで私は、重要な情報を責任ある形で伝えるという、つまり責任の調

整をはかることの必要性を力説したいのであります。

〔アイオワ州知事ロバート・D・レイ〕

議長、さきほど一般の住民は情報への自由な接近を求めている、あるいはそれを求める声は大きくないという趣旨の意見発表がありました。私はただ、もし住民がよく知らしめられるべきだとすれば（私は、われわれは皆行政責任者として、住民はよく知らしめられるべきだと信じていると思います）、住民は賢明な判断を下すためにできるだけ多くの情報を持たねばならない、と申しのべたい。というのは住民はわれわれを裁く立場にあり、彼らは、彼らにかわって彼らの仕事を行うべくわれわれを雇い、選ぶのであるからです。

私の州では、われわれの行うことは全部公開の情報であるという前提から出発する方針をとっております。そしてそこから、いくつかの例外の存在を指摘することとなります。しかしそれはあくまで例外事項でなければならず、それ以外は公開であります。ある情報を公開にするか非公開にするかを見越すのはむずかしくありません。もしそれが土地取得あるいは土地の買却に関するものであるときは、可能な限り好都合な価格という便益を失わないように、関係情報を非公開とすることがみとめられているのは容易に理解できることです。われわれは、記録が住民のプライバシーに関するものであるときは、個人のそれを守ることにしています。またわれわれは、商業上の秘密、病院の記録、保安官・警察官などによる調査、あるいは特定の企業や個人を他に比べて不当に有利にするような資料の非公開をみとめています。産業情報は秘密にされます。また、犯罪歴の資料もそうです。全部で13ばかりの例外を設けております。われわれはこういう

例外事項を具体的に列挙しており、もしあなた方が今のわれわれと同じ程度に情報公開を有したとすればぶつかるかもしれない問題点をわれわれは一切もっていません。

私は今ありありと思い起すことができるのですが、それほど遠くない昔、政府の中で行われることは、委員会や議会で行われることを含め、ほとんどすべて秘密裏に行われていました。そして情報を入手可能にせよという住民側の要求がないではないか、とか、もし一般住民の見える所で働くとすれば公正に、また徹底的に働くことができない、といった議論があったのを記憶しています。

われわれはその地点をずっと前に通り越しました。われわれは、今のシステムの方がずっとよく働くと思っています。報道機関をして事実の裏付けなしにわれわれの行っていることについて単に憶測せしめるよりは、報道機関や一般住民をしてわれわれのところにある事実や情報に基づいてわれわれの行っていることを正確に知らしめる方がはるかにすぐれていると思います。他の人々が分析し評価し得るように情報を公開する場合は、たとえ若干の短所欠点があり失望や挫折感を味わう時もあるにしても、不十分な点は有利な点に比べればものかずではありません。

われわれの経験からいえば、行政が以前に比べてよりよく仕事をするようになり、われわれの気分はずっとよくなったことを実感します。というのは、われわれは秘密を外部に漏らすことについて心を煩わす必要が全くないからです。われわれが語る事柄は、すべて一般住民が知る権利を持っている事柄であります。そして一般住民は、新聞報道その他の情報源を通して、われわれが事実を語っているかどうかを確かめるために点検する権利を有しています。そして、彼らがいつ点検しようとも、われわれが彼ら

に対して述べたことは全く真実であったことがわかるということから、われわれは住民の間に信頼をつちかうことになるのであります。それで私は、すべてのものを非公開（傍聴禁止）とし、引出しの中あるいはテーブルの下に置く（つまり秘密にする）よりも、立入り自由制（オープンドアポリシー）、会議公開制そして情報公開制を採用した方がずっとベターであることを知ったのです。

〔北海道知事堂垣内尚弘〕

情報公開につきましては、ただいまもアイオワの知事さんからもお話がございました。さきほど、私どもの方の両知事からも意見の開陳がありまして、県でやっていることを言われました。

北海道としましても、情報公開についていま検討委員会を作っているいろいろな検討してもらっているのですが、とくに例外事項をはっきりさせることは本当に大切なことだと思います。また、公開によるいろいろな利点もよく分りますし、その必要性がよく分るわけです。

ただ日本の場合、憲法問題とか国家の利益という問題、あるいは防衛の問題など、いろいろな点がアメリカに比べてハッキリしていない点があります。恒松さんのご発言も、そういうところもあるんじゃないか。アメリカからみるとわれわれは遅れておりますから、県でやっていることをどうやってまず県民に徹底して分ってもらうかということが重要であります。

私ども、移動知事室とかいろいろなことをやっておりますが、これらについてまずよく整備をし、また努力もする。そうしながら、国が今後どういう風に情報公開を進めるかについても、連絡をとりながら、相対しながら、並行して進んでゆくべきだと思いますので、参考のため申しあげてお

きます。

[バーモント州知事リチャード・A・スネリング]

議長、もし適用除外事項がなければならぬことにわれわれが同意するとすれば一現に同意しているわけですが一、原則として住民は知る権利を持っており、これに対していくつかの適用除外事項があり得るということにわれわれが同意するということになるかと思えます。しかし、その原則は非常に重要であります。われわれが行うのはわれわれ自身にかかわりのある仕事ではありません。それは住民のための仕事であります。そしてわれわれは、われわれ自身のものである秘密というものは持っていません。なぜならわれわれが行うのは住民自身の事柄だからです。われわれの保有する秘密はすべて住民の秘密であります。われわれは皆、義務を果す上で諸困難があることを認めることができます。しかし民主主義が民主主義であり得るためには易しいものでなければならぬなどとは今まで誰も言っていません。それで私は相当程度の意見の一致があると思えます。われわれの任務は、住民の知る権利を完全に実現することであり、それは追究すべき立派な目的であります。

[鈴木議長]

さきに埼玉の知事さんが、機関委任事務と日本で言っているもの（政府から委任を受けて地方団体の知事、市町村長がやっている仕事）について述べられましたが、アメリカではそういう制度はないのでしょうか。そういうものについての情報公開は政府が決めなければできない、日本ならできないわけですが、もしありましたらそういうものをどういう風にしてい

らっしゃるか、どなたでも結構ですがお答えを頂きたい。

〔ハワイ州知事ジョージ・R・アリヨシ〕

私は、われわれが連邦政府から、住民に対して秘密にしておく事業を引き受けるよう要請された事例があったかどうか思い出そうとしてみましたが、率直に言って、私は住民に対して秘密にしておかねばならぬような事業を引き受けるよう連邦政府から要請されたという例を思い出すことができません。もしそのような場合が生じたならば、連邦政府に対する私の対応は、そういう事業は連邦政府が自分でおやりになればよい、ということになるでしょう。(笑声)

〔モンタナ州知事 テッド・シュウィンデン〕

私は、最近起ったひとつの例を述べたいと存じます。アメリカ合衆国は過去 18 か月間に約 13 万人のキューバ難民を受け入れました。彼らの一部はアーカンソー州にありますが、近くモンタナ州に移される計画になっております。この措置を企てている関係機関は、わが州政府の局長の 1 人に電話をかけてきて、難民の移住に関する議論は一般住民に知らせるべき事柄ではないと強く主張しました。この電話は終るまでに 4 時間かかりました。しかし合衆国政府はついに譲歩して、それら難民のわが州への移動に関していかなる規準を適用すべきかという議論の場にアメリカ報道機関の 1 員の同席を認めることに同意しました。しかしそれは、きわめて長時間の、きわめて激烈な、またときにきわめて怒りにみちた議論でありました。

〔鈴木議長〕

情報公開についていろいろ議論があったんですけども、日本では法律

なり条例なりを作らなければ情報が一切公開されないのだとアメリカ側の知事さんが理解をされたら間違いでございます。そうではありませんので、現在法律や条例はないけれども、おそらくどこの地方団体でも、いろいろな資料を整備して住民に公開していると思います。要求があればいつでも（要求がなくても）すぐ見られるように、そろえています。私どもの東京都などは、もうほとんどすべてのいろいろな資料を提供しております。

ただ問題は、税金をとる場合の書類、あるいは許可とか認可とかいう行政上の処分、あるいはさっきの警察の問題とか、病院の診療記録とか、そういう個々の行政処分の書類を公開するかどうかというのが具体的な問題なのであり、それを今われわれは一生懸命研究して、どの範囲を公開し、どの範囲を公開しないでおくかを検討しております。

もうひとつは、非常に分量が多いものですから、文書の管理が今まで完全に行われていないので、要求があったらすぐ引き出して見られるようにするための文書管理システム、さきの検索システムが非常に重要であり、そういう点について何か教えて頂けるところがあれば教えて頂きたい、ということでもあります。

[アリゾナ州知事ブルース・E・バビット]

ハッキリ申しあげられることは、わがアリゾナ州では、情報検索システムは貴国のそれよりはるかに劣っていることであります。（笑声）われわれは、情報検索のコストは資料を求める者が負担するという原則を貫くようつとめたのでありますが、いかにしてそれを公正な形で行うかを考え出すのは非常にむずかしいことであります。そこで私の申しあげたいことは、報道関係者が文書・資料を求めてやってきたときは、われわれは彼

らにそれほど料金の請求をいたしません。その理由は皆さまにも分っていただけるものと存じます。(笑声)

どなたか、よりよいお話をして下さる方はいませんか。

〔鈴木議長〕

ちょっと伺いたいのですが、情報公開のためにたくさんの人を用意してたいへん金がかかるという話も聞いたことがあるのですが、そんなことはありませんか。非常に人やら予算やらがたくさんいるということはありませんか。

〔アイオワ州知事ロバート・D・レイ〕

実をいえば、特定の情報を要求する人々にそれを提供することを目的としたわれわれのシステムについて、つけ加えて言うべきことは何もないと思います。われわれの保管する情報の提供には若干のコストがかかるのでそれに対して料金を請求します。しかしそういう情報は、情報公開制度が確立していると否とにかかわらず入手し得る情報であります。普通では入手できない情報を請求する人々に対しては、少額の料金を課します。しかし私は、州政府において、追加の職員を配置しなければならなかったというケースはひとつも知りません。なぜなら情報の請求は余り多くなかったからです。その理由のひとつは、情報が公開されている場合は、人々がその情報を請求する理由がもはやなく、また報道機関はもしその情報に社会的重要性を見出した場合は、その情報を報道するからであります。ですから実際には余り需要は多くありません。しかし、住民は、自分たちが情報を求めそれを獲得することができる、しかもきわめて敏速に得ることがで

きることを承知しているために、安心感ならびに行政に対する信頼感というものがあります。

われわれのところでは、経費が余分にかかるというような問題はありません。

[島根県知事恒松制治]

どのような人がどの位の頻度で情報公開を求めているかということについて、どの知事さんでも結構ですが教えていただけますか。今のレイ知事さんのお話ですと余り費用はかからないということですが、費用がかからないということは、利用者がそれほどたくさんないのだと理解してよろしいでしょうか。

[バーモント州知事リチャード・A・スネリング]

私は、情報を求める人々は基本的に二つのグループに分けられると思います。一つは、情報によって直接影響を受ける人々、あるいはある決定によって影響を受ける集団を代表する人々であり、もう一つは報道機関であります。

レイ知事は、一般住民の知る権利と鈴木知事の言及されたプライバシーの領域との間にバランスを保つカギは、第一にあらゆる決定がオープンで行われるのを保障する手続きの中にある、といわれましたが、私は全くそのとおりだと思います。換言すれば、決定権を持つ人々の集団が集まってある決定を下そうとする場合は、十分な公の予告がなされねばなりません。そしてその予告が正しくかつタイムリーに行われるならば、決定によって影響を受ける人々あるいは彼らの代表者たちは、決定が下される時にその

場に臨席することができますから、あとでその決定についての資料を請求する必要がありません。ですからおそらく、私の州における、住民の知る権利を保障する法律の最も基本的な部分は、公職者、委員会、議会、小委員会等が秘密のうちに会合を開いたり何らかの決定を行ったりすることを禁止する条項であります。これらのものが集まるときは公開でなければならず、また事前に告示されなければなりません。

2番目に、公務員間のあらゆる公文書のやりとりについては、鈴木知事が挙げられた理由によるもの、あるいはアイオワ州で実施されている13項目のリストにのっているものをのぞき、すべての情報の伝達は公の資料であります。報道機関はそれらの文書・資料を利用する権利を持っており、それらのものを読んで住民に影響を及ぼすような決定を見つけ出して知らせることは彼らの任務であります。

さて、こういった法律が完全に守られるならば、文書・資料の追加提供を求める必要はほとんどないといってよいのであります。しかし報道機関やその他の個人が調査する必要性を感じ追加の補足的情報を求めるのは、公務員たちがその分野における自己の責任を隠そうとするときだけであります。だからアイオワ州で追加の情報の要求がほとんどないという事実は、決して住民の関心がないことを示すものではないと思います。そのことは、住民が自分たちの知る権利が守られていると感ずるように、アイオワ州における手続きの始めの部分が十分によく働いていることを示すものかもしれません。

[アリゾナ州知事ブルース・E・バビット]

私はただ一つだけ付け加えたいと思います。州のレベルでは過度の利用

という問題はこれまで全然ありませんでした。しかし連邦政府のレベルでは、警察と情報機関について問題がありました。アメリカ人は連邦警察に対して非常な不信を抱いています。そして、われわれがこの法律を持つようになって以来、アメリカ人が FBI（米国連邦検察局）に手紙を出して「自分の名前の載っているすべての文書をいただきたい」と要求することは、いわば一つの国民的なレクリエーションあるいは一つのスポーツになってしまいました。

これは、国のレベルの一つの分野において、正確に言えば法律がいかにか働くべきかについて若干の再考を要する問題となっているとってよからうかと思えます。

〔埼玉県知事畑 和〕

いろいろお話いただきありがとうございます。私の県では、情報公開を行うためには、文書の整理がまず第一だと思います。埼玉県は、もともとから、公文書の整理を相当よくやってきた県であります。

そして、それが第一だと思いますが、同時にまた、機械力を駆使しないととても人手がかかってだめであろうということで、コンピューターを使って、みんなそれにインプットしておいて、それで検索ということが機械の力によって早くできるように、ということを考えております。

そして、先程来いろいろお話のありましたように、何を公開すべきか、何を非公開にすべきか、これが一番大事なことだ、ということで、目下その研究に力を注いでおります。

これができて、文書の整理ができて、かつまた、今申しましたコンピューターの整備ができますならば、私は余り金がかからないんじゃないかと

思います。

同時にまた、いま恒松さんからの話もありましたが、相当の金を使っても、それを現実に利用する人は少ないんじゃないか、という点につきましては、私も、おそらく少ないだろうと思います。

しかしながら、問題は姿勢だと思います。いまもアメリカ各州の知事さんがおっしゃいましたように、とにかく、机の下で何をやっているか分からない、というような不信感が一部の人にありますから、この情報公開を徹底してやりますならば、たしかに行政に対する信頼が非常に高まってくるだろう。

また同時に、公務員の姿勢についても、つねに文書を作るにあたっては笑われないような文書を作る、そして公正に仕事をする、という習慣がこれによってつくられる、ということもさきほどどなたかアメリカの知事さんがおっしゃいましたけれども、私も全くそのとおりだと思います。

そうすることによって、なるほど経費はあるいはかかるかもしれないけれども、ちゃんとやっておきさえすれば、むしろ行政の側も心やすく行政ができる、ということになるのではないか、と考えております。

[ハワイ州知事ジョージ・R・アリヨシ]

私は、皆さまが、アメリカ合衆国ではひとつのシステムが完成してしまっていてこの分野ではアメリカには何も問題がないのだと思いながらこの室を去っていただきたくないなのであります。

私はハワイを出発する少し前、特赦（パードン）を受けた一群の人々のことについて報道機関に対し若干の情報を提供する問題に取り組みました。日本にもこれと同じ制度があるかどうか存じませんが、私の州、そしてア

アメリカ合衆国の大多数の州では、知事は、ある犯罪をおかして有罪の宣告を受けた人で長年月釈放されたままで法を遵守する生活を送ってきた人に対し、特赦の恩典を与える権限を持っています。そういう個人は特赦を申請することができ、知事はかような特赦を与える裁量権を持っています。この数年間にわたって、私は何回か特赦を与えてきました。最近私は、報道機関から、特赦を与えた人々の氏名を公表するよう要求されました。彼らはまた、私が特赦を与えた人々のかかわった犯罪の種類を知りたがりました。

私はそういう情報を公開することを極度にしぶりました。なぜなら、特赦を受けた人というのは、すでに社会に対する負債を支払い終った人であり、それぞれの地域、職場で生活を営んでおり、多くの場合、社会への適応に成功した人です。私は過去を明るみに出して個人を困惑させることを心配しました。こういう理由で私はその情報を公表しませんでした。

私は報道機関から、そして私の所へきた記者から、私に対して何らかの法的措置をとらねばならないかもしれぬと告げられました。そのような状況にある中で私はハワイを去ってきました。

ですから、私は、われわれもこの問題と格闘していること、われわれは何も完成したシステムなどを持っているわけではないこと、途上には、なお、きりぬけていくことの非常に困難な多くの問題をわれわれもかかえていること、をあなた方に知っていただくことは大事なことだと思っています。少なくとも私は大きな困難をかかえています。

〔青森県知事北村正哉〕

さきほどスネリング知事さんのお話を聞いていると、情報を要求してく

るタイプには二つある。その一つは自分が影響を受ける人であり、もう一つはプレスである、というお話があったのですが、日本について考えてみるともう一つあるように私は思うのです。

もう一つのタイプとは、その情報に基づいて事を構える人、積極的に何かやろう、ある人、あるグループを政治的に陥れようとか、ある利権をつかもうとか、そういう働きかけをする人、そういうケースが考えられるのですが、私がそういうことを考えていることについて何かご所見がございましょうか。アメリカではいかがでしょうか。

申しあげていることお分りでしょうか。

[アリゾナ州知事ブルース・E・バビット]

ご質問について私が理解するところでは、ある人が他のグループや個人に害を与えるような情報を得る場合があるのではないかというご質問だったと思います。もしご質問の趣旨がそうであるならば、私はそのとおりです、それは問題になっております、ということが出来ます。われわれが最大の困難を感じている点は、秘密の経済情報、たとえば連邦政府のレベルで登録された取引上の秘密にかかわる情報、行政が銀行、証券業者、石油会社等から取得する情報等の利用についてであります。われわれはいまだに、連邦政府のレベルで、どの情報は非公開にすべきでどれは公開にすべきかをハッキリさせることができないでいます。ここで申しあげたいことは、ワシントンの法律事務所では一首府ワシントンのどの法律事務所でも同様ですが一通例少なくとも2~3人の弁護士がいて、競争相手と争うために参考になるようなどんな情報を行政機関から獲得することができるかを考えようとしている企業のためにフルタイムで働いて生計を立てて

おります。

〔鈴木議長〕

この問題についてはまだいろいろ意見を交換したい点があると思いますが、大分時間が進んで参りましたのでこの辺でこの議題についての意見発表、質疑応答を終えたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは特別ご意見がないようでございますから、この議題についての論議はこれで終結をいたします。第一、第二の問題につきまして、いろいろとたいへんご熱心に討議をして頂きまして、まことに感謝にたえません。予定の時間が参りましたので、これをもって本日の議事を終りたいと思います。

(4) 共同声明

ア 共同声明の提案

〔鈴木議長〕

次に共同声明についておはかりいたします。米国側からの提案の通告がありますので、提案理由のご説明をシュウインデン・モンタナ州知事をお願いいたします。

〔モンタナ州知事テッド・シュウインデン〕

鈴木知事ならびに会議にご出席の皆さま、われわれは全員、用意されたご報告、ご発言を拝聴いたしました。それらは、二つの会議議題をめぐって広範な議論を展開されました。知事会議の真の喜びと報酬は、共通の諸問題についていっしょに論議し合うことにあり、情報公開について双方の側から多くの問題点が示されたことは興味深いことであったと思います。

ではこれから、共同声明案を読み上げます。

(シュウインデン知事は用意した共同声明案を朗読する。)

共 同 声 明 （ 案 ）

日本の都道府県知事とアメリカの州知事のきずなは内容豊かで、かつ長期にわたり確固としている。こうした関係は、日本全国知事会とアメリカ全国知事会との間で取りきめられた 1962 年の合意に基づいて開始された交換訪問事業の成果である。過去 19 年間日本とアメリカ合衆国とで交互に実施されてきたこの交換事業は、両国国民間の理解を増進し友好親善を拡大してきた。

この交換訪問事業の全歴史を通じて、両国の知事は、互いに相手国の民俗、文化、国民的関心事等について学ぶ機会を持った。相互の感受性と知識とが、二つの知事会が発展させてきたような共同事業の成果として形成された。交換訪問事業の主要な内容は、日米知事会議の実施、地方行政の実態についての研究、日本の各都道府県・アメリカの各州における科学技術、商工業、文化等の諸施設の視察、両国の政府要人との会見等であった。

本年は日本全国知事会の招待により、アメリカ知事団が 10 月 12 日に日本を訪問し、1981 年 10 月 15 日東京で開催された第 17 回日米知事会議に出席した。会議の議題は、アメ

リカ側提案の「僅少な財源による行政の効果的運営について」と日本側提案の「地方公共団体の情報公開について」であった。これらの議題は両国および州、都道府県にとって重要な問題である。討議は、縮小した行政支出と行政機構改革との関係ならびに各級行政機関と国民との情報の交流を中心として行われた。これらの討議の結果は両国の行政責任者の問題解決能力を高めるのに役立つとともに、相互の政治制度および国民についての理解をいっそう深めるであろう。

合衆国の全国知事会を代表するアメリカ知事団は、日本の政府要人との会見、東京、愛知、滋賀、京都、兵庫の都府県の訪問およびその住民との接触ができたことを深く感謝している。同様に、日本における地方行政、企業、公共福祉を視察する機会を持ったことは、相互の理解をおしすすめる、世界の福祉と調和の発展に資するであろう。

共同声明 (英文)

17TH JAPAN—U. S. GOVERNORS' CONFERENCE

TOKYO, JAPAN

October 15, 1981

JOINT STATEMENT

The ties between Japan's prefectural Governors and American State Governors are substantial and long-standing. This relationship has been the result of an exchange of visits, inaugurated by a 1962 agreement between the National Governors' Association of Japan and the National Governors' Association of the United States. For nineteen years these visits, which have occurred alternately in Japan and in the United States, have increased understanding and expanded friendship between the peoples of the two countries.

Throughout the history of these exchange visits, Governors of each country have had opportunities to learn about the traditions, culture and national concerns of the other. Mutual sensitivity and knowledge has resulted from the type of joint programs which have been developed by the two Governors' Associations. Exchange visits have included the formation of the Japan-U.S. Governors' Conference; a familiarization with local government activities and responsibilities; tours of scientific, commercial, and cultural sites in a variety of Japanese prefectures and American states; and visits with national leaders of both countries.

This year a delegation of American Governors came to Japan on October 12 at the invitation of the Japanese National Governors' Association and has participated in the Seventeenth Japan-U.S. Governors' Conference held in Tokyo on October 15, 1981. The conference subjects included "Managing Government Effectively with Reduced Financial Resources" submitted by the American side, and "Freedom of Information" submitted by the Japanese side. The topics address problems of importance to both countries and their states and prefectures. Discussions centered on the relationship of reduced government expenditures and reorganizing the structure of government and on the exchange of information between levels of government and the public. The results of these conference papers will contribute to the problem-solving capabilities of officials of both countries and will further extend mutual understanding of each political system and its people.

The delegation of American Governors representing the National Governors' Association of the United States deeply appreciate their meeting with the leaders of the Japanese nation and their visit to the Prefectures of Tokyo, Aichi, Shiga, Kyoto and Hyogo and their citizens. Similarly, the opportunities to observe local government administration, Japanese enterprise and public service in Japan will advance mutual understanding and promote international welfare and harmony.

以上がご提案申しあげる共同声明であります。私ここでちょっとそれに付け加えさせていただきますと、私はあとで熊本県の沢田知事と新しい関係を作り上げる、つまり熊本県と姉妹州県の関係を結ぶことを希望し計画しております。また、マンスフィールド駐日大使、前モンタナ州選出上院議員も言われたように、日米関係は、今日全世界を通じて最も重要な2国間関係であることを強調いたしたいと存じます。ありがとうございました。

〔鈴木議長〕

シュウインデン知事さんありがとうございました。それではただいまのご提案について、日本側の知事を代表して、堂垣内北海道知事さんに意見の発表をお願いいたします。

イ 「共同声明案」に対する意見発表

全 国 知 事 会 副 会 長

北 海 道 知 事 堂 垣 内 尚 弘

ただいま、議長からご指名いただきました北海道知事の堂垣内尚弘でございます。

ちょうど、北海道におきましては、定例の議会が開会中ございまして、このため、昨日のマンスフィールド駐日大使ご夫妻からのお招きに出席できず、大変失礼いたしました。

北海道は、わが国の最北端に位置しておりまして、アメリカ北部、カナダ、北欧などの北方圏諸地域との交流を深めながら、北国の特性を生かした地域社会の建設に努めております。

北海道の北東には、わが国が、ソ連に返還を求めている「歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島」の日本固有の領土がありまして、この北方領土の返還は、永年にわたる国民の大きな念願であります。

この領土問題につきましては、お手元に小冊子（米国の知事さん方にはこの英文のがございますが）をお配りしてありますので、ご覧いただきまして、米国知事さん方の一層のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

さて、私は日本側知事を代表して、ただいまのモンタナ州シュウインデン知事が代表されて米国知事団よりご提案がありました「共同声明案」に対しまして、全幅の賛意を表するものであります。

この会議も、第17回を数えることになりましたが、これまでも、日米の知事が相互に訪問し、交流を深めるために、真剣な努力が払われてきておりまして、私は、この会議が、日米両国民の相互理解と友好親善の増進に大きく貢献し、成果をあげているものと確信しております。

また、現在、日米両国の間には、経済問題などのいろいろ厳しい情勢がありますが、このようなきこそ、相互の信頼を深め、より一層の連けいを強める必要性が高まっているものと考えます。

とくに、今回の会議で、米国知事団から提案されました「僅少な財源による行政の効果的運営」の問題につきましては、亀井福岡県知事からの報告にもありましたように、わが国においては、「行財政改革」が重要な国家的課題の一つとなっております、まことに時宜を得たものと心から敬意を表する次第であります。

行財政改革については、これまで、各々の地方自治体が自主的に取り組んでおりますが、全国知事会においても、独自の調査・研究を実施し、行財政改革が地方自治を高める観点に立って行われるよう政府に提言いたして

おります。

私は、本日の会議が極めて有意義であったことに感謝するとともに、来日されました米国の知事さん方のご健勝と日米間のますますの友好親善と発展を心から祈念して、私の意見の開陳といたします。

ありがとうございました。

ウ 採 択

〔鈴木議長〕

堂垣内知事ありがとうございました。アメリカのシュウインデン知事から提案理由の説明のありました、お手元にお配りしてある共同声明案につきまして、ただいま日本側知事を代表して堂垣内知事から賛成の意見の表明がありましたので、この共同声明案を本会議として採択したいと思えます。ご異議ございませんか。（拍手）

それでは採択いたします。

(5) 日本知事代表閉会あいさつ

全国知事会副会長

岡山県知事 長 野 士 郎

閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第17回日米知事会議は、これをもって無事終了いたしましたのでございます。

皆さん方、長時間にわたり、大変お疲れのことと存じます。

ご出席の知事各位におかれましては、当面する重要課題につきまして終始ご熱心にご討議いただき、問題点の解明にご尽力下さったことに対し、日本側知事を代表いたしまして、厚く御礼を申しあげます。

本日討議されました問題は、いずれも、日米両国にとりまして、切実かつ最も関心の深い問題でありまして、これについて、両国の知事各位より貴重な報告と隔意のない意見の交換が行われ、今後この分野における地方行政の推進に大いに役立つことはもちろんのこと、日米両国の相互理解と友好親善においてもきわめて有意義であったことと確信しております。

この会議が予期以上の成果を挙げ得ましたことは、ひとえにご出席の両国知事をはじめ関係各位のなみなみならぬご努力とご協力のたまものと存じ、心から謝意を表する次第でございます。

終りになりましたが、日米知事会議のいっそうの発展と、ご出席くださいました皆様のご多幸とご健康をお祈り申しあげまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(6) 米国知事代表閉会あいさつ

ハワイ州知事 ジョージ・R・アリヨシ

私は日本語がはなはだ不自由で、いま日本語で話すのはとてもむずかしいのでありますが、父は福岡県出身、母は熊本県出身であり、またこちらに亀井知事が出ておられるので、ひとことだけ日本語でお話をいたします。

このように第17回日米知事会議がこちらで行われるに際し、皆様方から5名のアメリカの知事が招待をいただきましたことを厚くお礼申しあげます。

私たちは、こちらに来られたことを幸せだと思っております。その上日本に来て、皆様方から暖かい歓迎をいただいて、私たちは本当に感謝している次第でございます。

私たちは、日本の知事であるか、アメリカの知事であるかを問わず、私たちの市民の人々のため、もっと立派な社会をこしらえるために努力している人々であります。そういうわけで、このように集まっていろいろな問題について話し合い、また個人的に私たちのいろいろな事についてお話できることは、私たちの両国のためにも良いことだと感じております。

そういうわけだけでなく、このようにいっしょになってお話をすることができるのは、アメリカの立場、日本の立場、また経済的、政治的、文化的ないろいろなことがお互に分るようになるという意味で、とてもいいことだと思っております。

国と国との間にはときどき問題も起るし、余り面白くないこともときどき起ることもございます。私はアメリカ人として、アメリカの国の立場を考えねばなりません。皆様方は日本人として、日本の国の立場を無視することはできないと存じます。いつも、日本の立場とアメリカの立場がいっしょにな

ればいいと思いますが、いつもそういうわけにはいかないと思います。

そのように、ときどき問題が起こるときは、このように皆様といっしょになって、お互に気持がよく分るようになれば、いかなる問題が起こっても仲良くやっていけると思います。

そういうわけで、私たちは、このように日本の知事さん方といっしょになって、お互に気持がよく分り合えるようになることは、本当にいいことだと感じております。

私たちは、皆様方の健康と幸福をお祈りしながら、今度日本の知事さん方がアメリカに来られるのをお待ちしております。

どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木議長は、以上をもって、第 17 回日米知事会議のすべての議事を終了したので、会議を閉会する旨を宣した。

(17 時 33 分)

〔付 録〕

1 ア メ リ カ 知 事 団 名 簿

バーモント州知事 リチャード・A・スネリング (夫人 バーバラ)
(団 長) (wife, Barbara)

Governor Richard A. Snelling, Vermont

Leader of the Delegation

アイオワ州知事 ロバート・D・レイ (夫人 ビリー)
Governor Robert D. Ray, Iowa (wife, Billie)

ハワイ州知事 ジョージ・リョーイチ・アリオシ (夫人 ジーン)

(wife, Jean)

Governor George R. Ariyoshi, Hawaii

(令嬢 リ ン)

(daughter, Lynn)

アリゾナ州知事 ブルース・E・バビット (夫人ハッティ)
Governor Bruce E. Babbitt, Arizona (wife, Hattie)

モンタナ州知事 テッド・シュウィンデン (夫人 ジーン)
Governor Ted Schwinden, Montana (wife, Jean)

〔随 員〕

アメリカ全国知事会行財政部長 リチャード・R・ロジャーズ

Mr. Richard R. Rodgers

Director of Administration and Finance,

National Governors' Association

アメリカ知事団地方視察旅行（10月16日～21日）

随 行 者 名 簿

アメリカ大使館関係

- ① 一等書記官、文化交流部長

ウィリアム・T・クロッカー

Mr. William T. Crocker, First Secretary

Cultural Exchanges Officer

- ② 国際交流局通訳 富 永 正 之

全国知事会関係

- ③ 渉 外 部 長 安 達 勇

- ④ 渉 外 部 副 部 長 柳 田 躬 嗣

ただし、10. 20～21 山梨県を訪問した

レイ・アイオワ州知事夫妻に随行

- ⑤ 渉 外 部 主 事 鶴 島 明 雄

- ⑥ 通 訳 中 島 真 之

日本交通公社外人旅行事業部

ツアー・ディレクター

アメリカ知事団滞在日程

(1) 総括

月日(曜)	滞在都府県	摘 要	宿泊
昭和56年 10月12日(月)	東京都	15:01 新東京国際空港着(NWA3便)	東京 帝国ホテル
10月13日(火)	東京都	午 前 アメリカ大使館訪問 都庁訪問 昼 東京都知事主催昼食会 午 後 自治省、総理官邸訪問 夜 自治大臣主催晩さん会	東京都 帝国ホテル
10月14日(水)	東京都	午 前 在日米国商工会議所主催朝食会 外務省訪問 昼 日米協会主催昼食会 午 後 警視庁訪問 夜 アメリカ大使主催レセプション	東京 帝国ホテル
10月15日(木)	東京都	午 前 衆参両院訪問 午 後 第17回日米知事会議 夜 全国知事会会長主催晩さん会	東京 帝国ホテル
10月16日(金)	東京都・兵 庫県	8:48 東京発(ひかり) 12:16 新神戸着 午 後 神戸・三木市内視察	グリーンピア 三木
10月17日(土)	兵庫県・京 都府	午 前 兵庫県庁訪問 昼 兵庫県知事主催昼食会 神戸市内視察の後、バスにて夕刻京都有着 夜 京都府知事主催晩さん会	京都ホテル
10月18日(日)	京都府	京都市内視察	京都ホテル
10月19日(月)	京都府・滋 賀県	午 前 京都府庁訪問 バスにて滋賀県へ 昼 滋賀県庁訪問 午 後 滋賀県内視察 夜 滋賀県知事主催晩さん会	彦根プリン スホテル
10月20日(火)	滋賀県・愛 知県	午 前 彦根からバスにて名古屋着 午 後 愛知県庁訪問 名古屋市内視察 夜 愛知県知事主催晩さん会	ホテル・ナゴヤ キャッスル
10月21日(水)	愛知県・東 京都	午 前 愛知県内視察 14:36 名古屋発(ひかり)、16:32 東京着	東京 帝国ホテル
10月22日(木)	東京都	21:00 新東京国際空港発帰国(PA830便)	—

(2) 日 別

10月12日(月)第1日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
15:01	新東京国際空港着	ノースウェスト航空3便	空港特別待合室(南ウィング8、9号室)にて歓迎式 主な出席者:鈴木会長、松島事務総長、クロッカー米大使館文化交流部長等
16:25 18:15	同上発 帝国ホテル着	バス	観迎夕食〔中2階グリルルーム〕 (19:30~21:15) 主な出席者:松島総長、宮元次長等 夕食後 日米両国事務局代表打合せ 〔帝国ホテル泊〕

注1. アリヨシ・ハワイ州知事夫妻は10月2日(金)14時50分、パンアメリカン航空831便にて成田着。北海道を訪問したのち12日夜アメリカ知事団に合流。

注2. シュウインデン・モンタナ州知事夫妻は10月12日(月)14時35分、中華航空016便にて羽田着。

注3. バビット・アリゾナ州知事夫妻は10月12日(月)15時35分、ノースウェスト航空007便にて成田着。

10月13日(火) 第2日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:45	帝国ホテル発	バス	ブリーフィング(9:00~10:35)
8:55	アメリカ大使館着		
10:40	同上発	バス	鈴木俊一東京都知事会見〔2階庁議室〕 (11:00~11:30) 同席者：野村・三木両副知事 中村生活文化局長 野見山外務長
10:55	東京都庁 (第1庁舎)着		
11:35	同上発	バス	鈴木東京都知事主催昼食会(立食式) 〔本館2館飛鳥12:00~13:30〕 主な出席者： 鈴木知事夫妻、野村・三木両副知事、野見山外務長、各局室長、マンスフィールド米国大使、クラーク公使、ヒッチコック国際交流局長、松島全国知事会事務総長、スチュアート日米協会副会長、小川同専務理事 など計約60名〔夫人を除く〕
11:50	ホテルオークラ着		
13:30	同上発	バス	北川石松自治政務次官会見 〔大臣室 14:00~14:20〕
13:50	人事院ビル着		
14:30	同上発	バス	瓦力内閣官房副長官会見 〔大食堂 15:00~15:40〕 同席者：マンスフィールド在日米国大使 荻田外務省北米第一課長
14:55	総理官邸着		

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
15:45	同 上 発	バ ス	小 憩 [夫人同伴] 安孫子藤吉自治大臣主催晩さん会 [1階銀嶺の間 18:30~21:00] 主な同席者： 北川自治政務次官夫妻、鈴木全国 知事会会長夫妻、近藤自治事務次 官夫妻、石原自治省官房長夫妻、 松島全国知事会事務総長
15:55	帝国ホテル着		
17:53	同 上 発	バ ス	
18:20	八 芳 園 着		
21:40	同 上 発	バ ス	[帝国ホテル泊]
22:00	帝国ホテル着		

アメリカ知事団夫人プログラム

10月13日（火）第2日

（東京都）

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
13:40 13:55	ホテルオークラ発 アメリカ大使邸着	乗用車	マンスフィールド大使夫人主催お茶会 （14:00～15:30） 鈴木会長夫人、堂垣内副会長（北海道）夫人ら出席
15:40 15:55	同 上 発 参議院議員会館着	乗用車	森山真弓参議院員と会見 （16:00～17:00）
17:05 17:20	同 上 発 帝国ホテル着	乗用車	小 憩

10月14日（水）第3日

（東 京 都）

発着時刻	発 着 地	交通機関	行事
7:25 7:35	帝国ホテル発 東京アメリカンクラブ着	バス	在日米国商工会議所主催朝食会 会頭マーク・A・ジンマーマン (7:45~9:10)
9:15 9:32 9:45 9:55	同 上 発 帝国ホテル着 同 上 発 外務省着	バス バス	
10:30	同 上 発	バス	愛知和男外務政務次官会見 〔4級政務次官室 10:00~10:25〕 同席者：苅田吉夫北米第一課長
10:45	同 上 発	バス	〔夫人は別行動〕 10:45 帝国ホテル発（乗用車） 11:00 ジャパンタックスフリーセンター着
10:45	同 上 発	バス	〔夫人と合流〕 ショッピング 案内者：荒井アミタ（株）営業部長
11:32 11:50	同 上 発 ホテルニューオー タニ着	バス	日米協会主催昼食会 〔本館1階芙蓉の間 12:00~14:15〕 主な出席者： ジェイムズ・L・スチュワート副会長夫妻 東郷文彦 前駐米大使（名誉副会長）夫妻 鈴木俊一 全国知事会会長夫妻 ウィリアム・クラーク在日米国公使夫妻 浅尾新一郎 外務省北米局長夫妻
14:15	同 上 発	バス	

発着時刻	発 着 地	交通機関	行 事
14:30	警 視 庁 着		警視庁訪問 (14:30~16:15) 今泉正隆警視総監会見
16:15	同 上 発	バ ス	
16:30	帝 国 ホ テ ル 着		小 憩
17:45	同 上 発	バ ス	
17:55	アメリカ大使公邸着		マンスフィールド在日米国大使夫妻主 催レセプション 〔カクテルパーティー 18:00~19:30〕 主な出席者：鈴木会長夫妻（東京）、 北村知事夫妻（青森）、中村知事 （岩手）、畑知事夫妻（埼玉）、 宮沢知事夫妻（広島）、三木知事 夫妻（徳島）、平松知事（大分）、 沢田知事（熊本）、関副知事夫妻 （新潟）、比嘉副知事（沖縄）、 松島全国知事会事務総長ほか
19:35	同 上 発	バ ス	
19:45	帝 国 ホ テ ル 着		各自夕食（中2階プルニエ） 〔帝国ホテル泊〕

10月15日（木）第4日

（東京都）

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:15	帝国ホテル発	バス	憲政記念館視察（9:30～9:45） 説明案内：石川浩一郎参事
9:25	衆議院憲政記念館着		
9:50	同上発	バス	福田一衆議院議長会見 （10:00～10:20） 同席者：西宮一涉外部長
9:55	衆議院議長公邸着		
10:25	同上発	バス	徳永正利参議院議長会見（議長応接室）および本会議場参観 会見同席者：秋山長造副議長、 前川清事務総長ら （10:45～11:30）
10:40	国会議事堂着		
11:35	同上発	バス	小憩、昼食〔17階レインボールーム〕 （12:15～13:15）
11:45	帝国ホテル着		
13:30	同上発	バス	〔夫人を除く〕 第17回日米知事会議 〔別館211A号室 14:00～17:33〕 〔途中10分間休憩〕
13:45	都道府県会館着		
17:40	同上発	バス	小憩 鈴木全国知事会会長主催晩さん会 （立食式） 〔3階亀の間 19:00～20:30〕
17:55	帝国ホテル着		

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
			<p>主な出席者：</p> <p>鈴木会長夫妻（東京）、堂垣内副会長（北海道）、長野副会長夫妻（岡山）、北村（青森）、山本（宮城）、望月（山梨）、恒松（島根）、宮沢（広島）、三木（徳島）各知事夫妻 中村（岩手）、沼田（千葉）各知事 関（新潟）副知事夫妻 田中（静岡）、小笠原（兵庫）、比嘉（沖縄）各副知事 北川自治政務次官夫妻 須之部外務事務次官夫妻 スレザク米国大使館参事官夫妻 ヒッチコック国際交流局長夫妻 ギャリティ同次長夫妻 ハモルスキー文化アタッシュェ夫妻 クロッカー文化交流部長 野見山東京都外務長夫妻 小川日米協会専務理事夫妻 浜田日本ハワイ協会会長夫妻ほか 〔帝国ホテル泊〕</p>

アメリカ知事団夫人プログラム

10月15日(木) 第4日

(東京 都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
13:30 13:55	帝国ホテル発 松山バレエ団着	乗用車	松山バレエ団練習風景見学 (14:00~15:10) 説明案内：清水正夫団長
15:15 15:25	同 上 発 清水学園着	乗用車	着物着付実演と実習 (15:30~17:00) 説明案内：清水とき学長
17:05 17:30	同 上 発 帝国ホテル着	乗用車	小 憩

10月16日(金)第5日

(東京都・兵庫県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:12	帝国ホテル発	バス	(バビット・アリゾナ州知事夫妻は新神戸で一行と別れて広島を訪問、19:28新神戸着の新幹線で兵庫県に戻りホテルで合流した。)
8:27	東京駅着		
8:48	東京発	新幹線	
		(ひかり111号)	
12:16	新神戸着	バス	菱川兵庫県企画部長ら出迎え
12:24	新神戸駅発		昼食 (13:06~14:10)
12:58	六甲オリエンタルホテル着	バス	六甲周遊
14:16	同上発		六甲ケーブル見晴し台で小憩 (14:20~14:28)
14:50	県立神戸甲北高校着		県立神戸甲北高校視察 説明案内：菊川＝校長
15:57	同上発	バス	周遊
16:14	箱木家住宅着		600年前に建てられた民家を視察 (戸主箱木勇氏)
16:32	同上発	バス	
16:56	三木市内着		三木市助役片嶋一夫氏出迎え 三木秋まつり見学 〔料亭八野家2階より〕 (17:26:18:17)
18:27	同上発	バス	
18:47	グリーンピア三木着		江間時彦大規模年金保養基地「グリーンピア三木」代表があいさつ、説明。 兵庫県主催夕食会 (20:05~21:50) 同席者：小笠原暁兵庫県副知事等 〔グリーンピア三木泊〕

10月17日(土) 第6日

(兵庫県・京都府)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:51 9:30	グリーンピア三木発 兵庫県庁着	バス	坂井時忠兵庫県知事と会見(6階知事副室) 同席者: 小笠原暁副知事 貝原俊民副知事その他
10:20 10:48	同上発 田崎真珠(株)着		真珠加工工場見学 説明案内: 竹内恒造専務取締役
11:52 12:14	同上発 オリエンタルホテル着	バス	坂井兵庫県知事主催昼食会 〔1階桜の間 12:32~14:08〕 主な出席者: 坂井知事夫妻 小笠原暁副知事夫妻 戸谷松司副知事夫妻 貝原俊民副知事夫妻 中林英夫議長夫妻 W・ローレンス・ダットン総領事夫妻
14:18	同上発	徒歩	市内見学・ショッピング (14:20~15:50)
15:52 17:13	神戸内 (そごう東側) 発 京都ホテル着	バス	小憩 林田悠紀夫京都府知事主催晩さん会 〔ルイ 19:00~21:14〕 主な出席者: 林田知事夫妻 荒巻禎一副知事夫妻 柿本文男 議長 堀格太郎 副議長 〔京都ホテル泊〕

10月18日(日)第7日

(京 都 府)

発着時刻	発 着 地	交通機関	行 事
9:13 9:37	京都ホテル発 仁和寺着		視 察 説明案内：橋本隆応総本山仁和寺執行長
10:37 11:00	同 上 発 天龍寺着	バ ス	視 察 説明案内：田原周仁天龍寺宗務総長
11:40 11:50	同 上 発 吉兆着	バ ス	昼 食 同席者：荒巻京都府副知事夫妻 吉兆前から河畔を散歩したのち13:50バスにのる。
13:30	同 上 発		アリヨシ知事は中座して入洛中の高見山関の激励におもむいた。
14:21	裏千家センター着		茶道資料館見学ののち今日庵へ案内される。
14:35	今 日 庵 着		説明案内：裏千家家元千宗室夫妻
15:43	同 上 発	徒 歩	
15:50	裏千家センター発	バ ス	
16:07	京都市伝統産業会館 着		視 察 説明案内：田中一男専務理事
17:03	同 上 発	バ ス	
17:08	京都ハンディクラフトセンター着		ショッピング及び小憩 案内：中原達男専務理事
18:23	同 上 発	バ ス	
18:34	つ る 家 着		千宗室氏夫妻主催晩さん会 (19:00～21:25)
21:34 21:42	同 上 発 京都ホテル着	バ ス	[京都ホテル泊]

10月19日（月）第8日

（京都府・滋賀県）

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:37 9:47	京都ホテル発 京都府庁着	バス	林田悠紀夫京都府知事会見（2階会議室） 同席者：荒巻副知事 柿本議長等
10:58 11:34	同上発 滋賀県庁着	バス	武村正義滋賀県知事会見（3階知事室） 同席者：前川尚美副知事等
12:33 13:20	同上発 ちちや（湖東町）着	バス	昼食
14:30 14:46	同上発 手織りの里「金剛苑」（秦荘町）着	バス	資料館・織物工房・農家視察 説明案内：川口半三郎金剛苑代表者
15:43 16:05	同上発 伊藤仏壇店（仏壇製造工場）着 （彦根市）	バス	仏壇製造工場（彦根伝統工芸）視察 説明案内：伊藤敬一・伊藤仏壇店代表取締役
16:43 17:06	同上発 彦根プリンスホテル着	バス	小憩 武村滋賀県知事主催晩さん会 （19:08～21:30） 主な同席者：前川尚美副知事夫妻等 〔彦根プリンスホテル泊〕

10月20日(火) 第9日

(滋賀県・愛知県)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:20	彦根プリンスホテル発	バス	(レイ・アイオワ州知事夫妻は9時19分、車でホテル発、新幹線〔米厚→三島〕で山梨県におもむく。)
9:55	関が原着		ウォーランド見学
10:25	同上発	バス	
11:45	ホテル・ナゴヤキャッスル着		小憩・昼食
13:25	同上発	バス	
13:34	愛知県公館着		仲谷義明愛知県知事会見 同席者：岩田要副知事ほか
14:55	同上発	バス	
15:00	県西庁舎着		電算システム視察(電算課)
15:10	同上発	バス	(夫人プログラム) 14:20 愛知県公館発(バス) 14:30 ノリタケカンパニー着 説明案内：ジョン・水野 (モデルプラント・ゼネラルマネージャー) 15:48 同上発(バス)
15:18	セントラルパーク着		セントラルパーク視察、テレビ塔市内展望 〔16:10 知事・夫人合流〕 セントラルパーク視察 地下街ショッピング
17:00	同上発	バス	

発着時刻	発着地	交通機関	行事
17:15	ホテル・ナゴヤ キャッスル着		<p>小 憩</p> <p>仲谷愛知県知事主催晩さん会 〔洋式ディナーパーティー 青雲の間 18:33～20:40〕</p> <p>主な出席者：</p> <p>仲谷知事夫妻、岩田副知事、 鈴木副知事夫妻、久保田議長夫妻、 三浦副議長夫妻、本山名古屋市長 夫妻、三宅名古屋商工会議所会頭、 ヒュー・H・ハラ名古屋アメリカ ン・センター館長夫妻</p> <p>豊田英二トヨタ自動車工業（株）社長、 倉田隆文ノリタケカンパニー副社 長</p> <p>〔ホテル・ナゴヤキャッスル泊〕</p>

10月21日(水) 第10日

(愛知県・東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:40	ホテル・ナゴヤ キャッスル発	バス	
9:42	トヨタ自動車工業(株) 高岡工場着		産業ロボット工程視察 説明案内：豊田達郎取締役高岡工場 長
10:55	同上発	バス	
11:21	トヨタ会館着		展示見学、概要説明、懇談、昼食。 トヨタ自工幹部との懇談(兼昼食) 出席者： 花井正八 トヨタ自工会長 豊田英二 社長 岩崎正視 常務取締役 豊田達郎 取締役 築城通雄 広報部長 東浦義彦 海外事業室主査その他
12:50	同上発	バス	
14:08	名古屋駅着		西特別待合室で小憩
14:36	名古屋発	新幹線 (ひかり 116号)	
16:32	東京着		
16:50	東京駅丸ノ内口発	バス	
17:05	帝国ホテル着		(レイ・アイオワ州知事夫妻は山梨 県訪問ののち17時55分帝国ホテル着) 夕食 [17階レインボールーム 18:30～19:50] [帝国ホテル泊]

10月22日(木) 第11日

(東京都)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
午前 昼			自由行動 各自昼食(帝国ホテル中2階グリル ルーム)
午後 17:00	帝国ホテル発	乗 用 車	自由行動(休養、帰国準備等)
18:30	新東京国際空港着		空港特別待合室(南ウィング5号室) にて歓送式 出席者:松島事務総長、 クロッカー米大使館人物交流部長
20:05	空港特別待合室発		税関に入る。塔乗
21:00	閉扉、出発	パンアメリカン 航空830便	ホノルルへ向う

注1 シュウインデン・モンタナ州知事夫妻は同日13時10分全日空645便にて羽田発、熊本へおもむく(沢田熊本県知事の招待による)。帰国は26日。

注2 レイ・アイオワ州知事夫妻は同日15時50分ノースウェスト航空004便にて成田発、帰国。

注3 バビット・アリゾナ州知事夫妻は同日17時40分、ノースウェスト航空8便にて成田発、帰国。